

国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第1回）

2007年11月29日（木）

（13：30～17：00）

国際協力銀行本店9階講堂

【司会】

それでは時間になりましたので、これから開始させていただきたいと思います。本日は国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する第1回のコンサルテーション会合を、これから開催させていただきたいと思います。皆様本日はお忙しい中このようにたくさんの方がお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。私は本日この会合の進行を担当させていただきます、国際協力銀行総務部の鶴木と申します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最初に私ども JBIC、それから NEXI の参加者を簡単にご紹介させていただきたいと思っています。こちらに座っております。まず JBIC 金融業務部参事役、藤平です。続きまして同じく JBIC 金融業務部、宵です。JBIC 環境審査室審議役、岡崎です。同じく環境審査室次長、松田です。環境審査室調査役、藤井です。NEXI から審査部環境グループ長、山本です。同じく審査部環境グループ調査役、佐藤です。総務部総務グループの調査役、石川です。当方からの参加者のご紹介は以上です。よろしく願いいたします。

本日の会合ですけれども、先ほど申し上げましたように JBIC の国際金融等業務および NEXI の環境ガイドラインの改訂プロセスの一環といたしまして開催させていただくものです。JBIC の経協業務に関する環境ガイドラインの策定のプロセスにつきましては、また改めまして本行の私どものウェブサイトを通じてご連絡をさせていただくということにさせていただきたいと思っております。

本日の会合ですが、まずはじめに私ども JBIC および NEXI のほうから、今回のコンサルテーション会合開催に至りました経緯につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っています。それぞれ 10 分程度で終わらせたいと思っております。続きまして JBIC の国金等業務の環境ガイドラインの実施状況についての確認結果につきまして、JBIC からご説明をさせていただくということです。そのあと皆様から質疑応答、あるいはご意見、ご質問等をいただきたいと思いますと思っております。全体で合計 3 時間程度のスケジュールということで予定をさせていただいております。また途中で成り行きに応じまして、10 分なり 15 分なりの休憩を挟ませていただくことがあろうかと存じます。

それから事前に皆様にご連絡をさせていただきたい点がございますので、この場を借りましてお話しさせていただきたいと思っています。本会合の議事録につきましては、逐語にて公開をする予定にしております。皆様ご発言、あるいはご質問をいただくに際しましては、冒頭にご所属、あるいはお名前をおっしゃっていただければと思いますが、議

事録上で匿名を希望される方、あるいは本会合、この場でも匿名のご希望ということであれば、最初にその旨おっしゃっていただければと考えております。

それからなるべく多くの皆様からご意見、ご発言をちょうだいしたいと思っておりますので、ご発言につきましては極力簡潔にさせていただけますように、ご協力をお願いしたいと思っております。本日の会合ですが、環境ガイドラインの改訂の検討のための場ということですので、恐れ入りますが、個別案件に対するご質問というのはご遠慮いただければと考えております。

もし写真等の撮影をご希望になる方がいらっしゃればのお話ですけれども、これは先ほど申し上げました今日の式次第の中の最初の経緯説明、これから 20 分程度だと思えますが、その間にお済ませいただければと考えております。ご協力をよろしくお願いできればと思えます。

それでは私からは以上にいたしまして、さっそく本日の会合の式次第に入らせていただきたいと思えます。まずは今回のコンサルテーション会合開催に至りました経緯のご説明につきまして、JBIC および NEXI からさせていただきたいと思えます。まず JBIC から金融業務部参事役の藤平がご説明を申し上げます。

【国際協力銀行・藤平】

ただ今ご紹介にあずかりました、金融業務部の藤平と申します。本日はお忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

まず最初の議題であります経緯の説明ということですが、すでに私ども今回の会合につきましてはホームページで案内をさせていただいております。その第 1 回の会合の案内とともに、さらに今回こういうことをやるに至った、いわば経緯のようなものをその中に書いてございます。したがって 10 分ということですが、本会合はできるだけ皆様方のご意見を伺う場であるということから、私の説明は極力短くさせていただきたいと思っております。

経緯に当たるものですが、ホームページに書かれてある、あるいはお知らせに書かれてある内容の繰り返しになるものがほとんどです。現行の環境ガイドラインが施行されたのが平成 15 年 10 月 1 日です。他方、現行の環境ガイドラインの中に、いわゆる定期見直しクローズというものがございまして、それは段取りとしては三つのステップになります。

まず実施状況の確認を行う。一義的には私どものほうで行うということだろうと思いま

すけれども、実施状況の確認を行って、それを踏まえて5年以内に包括的な検討を行うと書いてございます。その包括的な検討を行った結果、必要があれば改訂を行うというようになっています。いわばそのスリーステップです。現在もう約4年以上経過しております、ちょうど5年目というところの応答日が来年の10月1日という、たまたまこれは私どもの組織の再編とぶつかってしまったということです。もう4年以上経過しているわけです、少なくとも実施状況の確認という作業は行わなければいけないだろうということで、作業自体はもう始まっております。実際、本日ある程度私どもが取りまとめたものを皆様方にご説明をいたすということです。

いずれにしてもそういうスリーステップになっておりまして、見直しを行っております。実際問題実施状況の確認を行っておりまして、その結果についてご説明をいたすわけですが、必ずしもそれだけが検討のポイントではなくて、言ってみれば世の中の外部環境が変わってきたと認識しております。やはり4年以上たつと、作った当時は非常に先進的な内容のものであると自他共にといいますか、認識をしていたところですが、4年以上経過すると少し世の中のほうが先に行った場面もあるということもありまして、この際、改訂を視野に入れて見直しを行っていくべきであろうというのが、本当に偽らざるところ、最大の要因です。

同じく見直しクローズの中にも改訂をするのであれば、透明性を高く、あるいは透明性を確保して行うと書いてございます。この確保のやり方はいろいろあると思っておりますが、今回私どもとしてはこのように参加者の方々をオープンにする形での、いわばコンサルテーション会合のようなやり方をしてみたいと考えております。もちろんこれ以外にもやり方があるということは承知しております。皆様方全員からご支持が得られないということであれば、これはやり方そのものも考えなければいけないのかとは思っておりますが、私どもとしては過去にいろいろな例におきましてこのコンサルテーションというやり方もしておりますし、それなりに実績も上げてきていると考えておりますので、今回はこのやり方でやらせていただけないかと考えている次第です。

もう一つのコンサルテーションと言っているところの話の根拠としては、これは私どもにとって定期見直しである。一度ガイドラインとしてのベースがすでにあるということなので、一から作り上げるものではないということも、このコンサルテーション方式ということを考えている理由の一つかと申し上げます。

それからお隣にいらっしゃいます、今回はじめての試みになりますけれども、日本貿易

保険さんと一緒にこのコンサルテーションプロセスを歩ませていただこうと考えております。言わずと知れた私ども両機関は、日本企業さんの海外ビジネスサポートというものを
行う金融機関であるということで、内々相互にお話を申し上げて、それでは一緒にやりま
しょうということになった次第です。

最後に今回の第1回のコンサルテーションというものは、将来の改訂というものを視野
に入れてということですが、事実上改訂をしていくということの第1回というか、キ
ックオフという位置づけで考えていただいて結構ですし、私どももそう思っております。
ホームページにも書いてございますけれども、スケジュール感も何もない形でやるのはい
かがなものかというところがあるでしょうから、一応目標としては先ほど冒頭で申し上げ
ましたとおり、いみじくも来年の10月が組織再編ということのタイミングをぶつかって
しまったわけですが、一応そういったところを目標に改訂できればと考えておりま
す。

このコンサルテーションフォーラムというものを基本的には皆様方、ステークホルダー
の方々とのメインのやりとりとさせていただいて、ここで改訂をするということであれば、
いずれにその改訂の案文についてここで議論をしていただくこととなります。何回かのタ
イミングでは、あるいは最終的にはそこである程度の成案というものを見て、その上でパ
ブリックコメントとか必要な手続きをした上で、私どもの機関決定。それが来年の10月
に間に合えば理想的であるということです。

私からは経緯につきましては以上です。ご質問があるかと思いますが、時間の関
係もありますので、私の説明は以上でとりあえず終わらせていただきます。

【司会】

続きまして、NEXIから同様にその経緯につきましてご説明をお願いしたいと思います。

【日本貿易保険・山本】

今日はたくさんの方お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。すで
に藤平さんからもお話がございまして、似たような話で恐縮でございます。私どもも
すでにホームページ等でご案内のように、JBIC様と同じタイミングで環境ガイドラインの
見直しということにつきまして検討しようということで、このようなコンサルテーシ
オン会合を共同で開催をさせていただくというように考えている次第です。

JBIC さんのほうでガイドラインの見直しについては、定期的な見直し条項があるというお話がございましたけれども、私ども NEXI のほうでは 5 年というような具体的な年数を定めた期限は特にございません。私どものガイドラインの規定の中では OECD のコモンアプローチの改訂の関係ですとか、あるいはガイドラインの実施状況などさまざまな機会をとらえて、そういうことを勘案しつつ必要があるときには見直しを行おうということになっている次第です。

したがって、確かに現行のガイドラインが施行されてから 4 年もたっているという事で、この間、国際的にも非常に環境への関心などが高まってきていることは事実です。また実際にいろいろ個別のプロジェクトというか案件で、JBIC さんと協調でやっていくというような場面もございまして、内容的に非常に整合したガイドラインというものをお互い持っているわけです。これについて、今回 JBIC さんのほうで改訂についての検討を始められるということなので、私どももこの機会をとらえてこれを必要と認めて、検討をしていこうと考えている次第です。

先ほども申しましたように、日本における輸出信用機関ということで銀行業、あるいは保険業という業態の違いはありますけれども、2 つの ECA が存在しているということですので、それぞれの役割を果たしていくという中におきましては、お互いのガイドラインが違ったものになってしまうということでは、ご利用いただく方々に逆にご迷惑になってしまい、これ自体が望ましいことではないと思っております。逆に改訂作業をこれからやっていく中であって、コンサルテーションを実施するというのであれば、これも共同でやることによって関係者の皆様に対してもメリットが大きいのではないかと私どもも考えているということで、今回共同でのコンサルテーションを実施していきたいと考えている次第です。

繰り返しですが検討のプロセスといたしましては、私どもも透明性を確保するという観点では十分に行うべきだと思っております。そういう意味で今日お集まりの方々も含めてより広く、より多くの関係者の方々のご意見を伺うという意味での、いわゆるオープン参加型のコンサルテーションというものが適切ではないかと私どもも考えている次第です。

そういうことでこういう場をお借りして、皆様から有意義なお話を伺い、ご意見を交換させていただいて、よりよい改訂に向けて作業が進められればと思っておりますので、どうぞ皆様、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

【司会】

それでは JBIC および NEXI からの経緯や背景の説明はこれで終わらせていただきます。続きまして JBIC の国際金融等業務から環境ガイドラインの実施状況についての確認の結果につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。それでは JBIC、よろしく願いします。

【国際協力銀行・藤平】

引き続きまして、私からお話をさせていただきます。30 分程度ということなのかもしれませんが、できるだけ短くさせていただきたいと思っています。皆様方には私どものカバーページに「報告書」と書いてあるものをお渡ししてあります。事前に皆様方にお示しできなかったことは、まことに申し訳ないと思っております。実際問題本音のところ、私どもこの作成作業は今朝までやっていたようなところがございまして、お配りできる状態になかったというのも事実です。そこはお許しいただければと。

他方、結果的にこの報告書自体は 40 ページ近いものになるわけですが、これにつきまして詳細にご説明申し上げようと思うと、とても 30~40 分では時間が足りないと思っております。そこをどうするのかということ私ども JBIC の中でも相当悩みました。もちろんそういう意味では、これでこの報告内容はクローズですとか、おしまいですとか、ご意見を一切お聞きしませんということさらさら申し上げるつもりはございませんので、今回はご趣旨、ポイントを説明させていただいて、持ち帰り、お読みになった方がいらっしゃったら、ぜひそうしていただきたいです。追ってでも何かご意見ということがあれば、それはぜひお寄せいただきたいと思っております。

まずその前置きを申し上げた上で、その報告書の説明に入りたいと思っております。1 ページめくっていただきまして、まず目次に当たるところが非常に大きなところになります。調査の目的、内容、それから概要というところがございしますが、ポイントになるのは 4、5 のところです。今回二つの Phase に分けて調査を行いました。一つは環境ガイドラインの実施状況の調査です。その下に 4.1 とか 4.2 とか、さらにブレイクダウンというものがあるわけです。

これは基本的に私どもの現行の環境ガイドラインで詰めていくべき項目ごとに並んでありまして、それが実際の案件をハンドリングしていくに当たって、ちゃんとできていたかできていないかという視点で調査を行ったものでございます。もちろんこの報告書では個

別案件の情報までお出しするのは差し控えますけれども、ある程度の傾向といったものはお示しできている内容ではないかと思っております。

もう一つ「環境レビューの実施状況」、5.です。これは Phase 2 ですが、これにつきましてはもちろんこれもその調査は個別案件、さらには環境にセンシティブと言われるカテゴリ A の案件です。これは都合 30 件あったわけですが、これについては全件調査をいたしました。そのカテゴリ A 案件に関して環境への影響、ネガティブな影響も含めた影響、それに対してどう実施主体に対応してもらったか、あるいはもらうことにしているのかということを確認した内容を取りまとめたものです。

次にまいりまして、いきなり結論になってしまうわけです。先に結論を申し上げた上で各論に入りたいという趣旨です。2 ページ、「調査結果の概要」です。これは Phase 1、Phase 2 それぞれについてのエッセンスをまとめたものです。結論から申し上げますと、これは甘いというご指摘があるかもしれませんが、私どものリサーチにおいては概ね環境ガイドラインに沿った案件の形成なりというものができていたということ。これは Phase 1 です。

Phase 2 においても私どもの環境ガイドラインがあったがゆえに、実施主体において必要な環境、社会配慮というものを行って案件形成がされている。さらには例えば 2 ページのいちばん下のところから 3 ページにかけてのところですが、「また」と書いてあります。現地法制度上、環境アセスメントの実施を義務付けられていない場合においても、事業者が自主的に EIA や情報公開を実施した事例等がある。つまり先ほど申し上げました、私どもの環境ガイドラインがあったがゆえに実施主体のほうで、相手国政府との関係でいけば、あるいは法制上との関係ではやらなくてもいいことまでやった。結果、環境社会配慮がよりできたと言える事例もあると考えている次第です。

2 ページのところの Phase 1 のもう少し各論のところではいきますと、先ほど目次のところで申し上げましたいくつかの環境ガイドラインに沿っての確認項目という、やらなければいけない項目があるわけですが、スクリーニングとか、あるいはカテゴリ分類、環境レビューにつきましては適切に実施されているということが確認されております。2 ページのパラグラフ 2 番目です。

ただ一部の案件については、スクリーニングフォームへの記入漏れというものがありませんでした。これは非常にお恥ずかしい話です。そういうものがございましたけれども、ほぼすべての案件において適切に実施されていたと言えます。各論についてはあとで申し上げます。

すのでそこで。今はまとめの話です。

情報公開の点においても、ほぼすべての案件において適切にできていたと私どもは判断しております。ただ情報公開しておりながら、これは技術的な話ですけれども一部の案件で情報公開をして、これはある程度情報公開している内容も、例えば融資を行う前までに公開するというものになっていて、永続的に公開するものなどあるわけです。その前者のケースにおいても、必要なくなったというタイミングでウェブからは消しているわけですけれども、その履歴が残っていないので、あとで見たときに本当に掲載したのかどうか分からなかったという、少しこれもお恥ずかしいような話がございました。結果ヒアリングということをしていただきましたけれども、ヒアリングにおいてちゃんとやられているというのは確認してございます。

それからよくある環境ガイドラインの要求事項の意思決定とか、あるいは融資契約への反映。これは環境ガイドライン上は「原則として」とか、さらには「最大限それを盛り込むように努力する」というような書き方になっているわけです。これについても私どもなりの評価としては適切に実施されていたと言えるかと思っております。ただ案件の特性によって少しそういうクローズが馴染まないとか、あるいは借入人が政府そのものであったり、それからもちろんその交渉の過程において必ずしも入れきらなかったなど、そういったものはございます。しかし概ねこれも実施されていたという判断をしております。さらには、モニタリングはここに書いてございますように、カテゴリ A、B ともに適切に実施されていたという判断をしております。

これだけ見ると「何だ、改訂するポイントはないじゃないか」といった印象を持たれるかもしれませんが、私どもはもちろんこの調査結果はこの調査結果。しかもこれは JBIC が自分で見た調査結果である。これでもって改訂をしませんというつもりはありませんし、実際問題、私どもの先ほど冒頭の経緯のところでご説明しましたけれども、世の中進んできたところがあります。

例えば私どもの環境ガイドラインを制定したときには、必ずしもまだなかった IFC のパフォーマンス・スタンダードという概念。これがいま世の中の官民合わせた金融においてのデファクトスタンダードに、一部の分野においてなっていると思っています。そういうものが出てきた。さらには今年の6月に OECD のコモンアプローチというものが改訂されて、OECD のほうでもありていに申し上げるとレベルアップした。

その改訂前のレベルは、それこそ私どもとか NEXI さんの持っておられる環境ガイドラ

インのレベルのほうが高かったわけです。もちろんこれについても一部のステークホルダーの方から、日本だけ高いハードルにするのではなくて、ほかのハードルも上げるようにというご指摘がありまして、私どももそれに沿って交渉等をやってきたと思っております。そういう意味では全般的に言えば OECD のほかのところの、いわばコモンアプローチそのもののレベルが私どものほうにかなり近づく形で上がってきた。

ただ1つとか2つとか分かりませんが、いくつかの点において少し私どものガイドラインを超えたかと思えるような分野もないわけではない。例えば原発というのは今の私どもの環境ガイドラインの中においては、センシティブなセクターというようには必ずしも位置づけておりません。特筆する形で位置づけておりません。他方 OECD のコモンアプローチでは、これをセンシティブセクターの1つとして明示しているということです。実務上どれだけ差があるかというのは別問題ですけれども、そういうことが起こっている。こういうことを1つの、あるいは2つの例といたしまして、私どももやはりこれは改訂に向けて舵を切るべきであろうと思ったということです。

少し話が横にそれました。概要ということでいきますと、いま申し上げた2ページから3ページにかけて書いてあること、私が読み上げました内容というものがポイントです。若干ブレイクダウンという意味で各論のほうに入ってまいりたいと思います。

まず3ページから「スクリーニングの実施状況」というところに入ってまいります。これにつきましては、日付の記入ミスというものはありましたけれども、これはほぼ100パーセントできているということなので、飛ばしてまいりたいと思います。7ページのほうに行ってくださいまして、次は「カテゴリ分類の実施状況」、カテゴリ A とか B とか C とか FI などに分けるというステップです。

これについても例えば8ページ。「調査結果」というところの でカテゴリ分類連絡日付と、日付が打っているか、打っていないかという非常にプリミティブな話ですけれども、ここら辺もちゃんとできているという話。さらにはポイントとなります「カテゴリ分類の根拠の記載」というところについて、根拠の記載というよりは、ちゃんと根拠に基づいてカテゴリ分類がしかるべくできているかということです。自己評価としてはすべての案件についてきちっとやっているかと判断しているところです。

次にまいりまして10ページ。今度は4.2.3「環境レビューの実施状況」。環境レビューというのはカテゴリ分類をしたあと、環境センシティブな案件、例えばカテゴリ A とかカテゴリ B といったものに対して、実際にこれが環境配慮上、社会配慮上問題ないかどうか

ということを確認するステップです。そういう意味では私どもが融資を行う、行わないということを決定するに当たっての重要なプロセスの一つということになるわけです。

これにつきましては、調査結果は 11 ページの下のところからあります。当然環境レビューはちゃんとやっているということですが、のところ、環境カテゴリ A 案件における EIA の作成状況というのもここでチェックしております。ここの中でカテゴリ A 案件は全部で 30 件になるわけですが、そのうちの 27 件において EIA が作成されるということが確認されております。かつ残りの 3 件については、現地法制上は求められていないわけですが、自主的に EIA を作成したというような、まさしくこの環境ガイドラインがあったがゆえに、環境社会配慮をよりすることができるようになった案件というものがあるということをお願いしたいと思います。

それから次のページ。「カテゴリ A 案件における住民移転に係る基本計画等の有無」というものがございまして。これは、カテゴリ A 案件は 30 件でしたが、そのうち住民移転を生じる案件は 4 件であった。そのうち 3 件は基本計画が提出されて、1 件については、基本計画そのものは提出されていないわけですが、例えばその移転の責任主体が誰かとか、土地所有者とか利用者は誰かとか、移転に対する同意のプロセスがどうとらえているかどうかとか、補償がちゃんとされているかというような必要事項というものは確認した上で、これは問題ないだろうというような判断をしている案件もございまして。

続きまして「情報公開」。4.2.4 で 13 ページにまいります。情報公開というのは私どもがやるべき情報公開ということですが、どんなことをやらなければいけないかということ、若干おさらいに申し上げますと、13 ページの中段から上のところに環境ガイドライン上どう書いてあるのかというところがございます。少し色がかかっているところです。

本行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち、原則として以下の内容を公開すべきである。スクリーニングを終了した場合には、できるだけ速やかにそのプロジェクトの名前等々を公開する。さらにはこれから申し上げるところがポイントのもう一つです。カテゴリ A、カテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント、EIA を含む主要な文書の入手状況を本行ウェブサイト上に掲載するとともに、環境アセスメント報告書等をすみやかに公開するというようなところがございます。

もちろんその融資の契約を締結したあとも、私どもが行った環境レビューの結果を公開するというようなこともこの中に入っております。その中をどのようにやったかということですが、次の 14 ページになります。

まず調査結果の「『現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの』の掲載の有無」。カテゴリ分類が終了したものがちゃんと掲載されていたかどうかということですが、これは全案件できている。ただ、先ほど申しましたように、この情報というのは融資を決定する前までに公開しておけばいいというか、そのあとはむしろ環境レビューの結果になるので、今や融資の承諾をしてしまった案件に関してはウェブ上公開していないわけですが、その履歴が取れていなかったため、公開したかどうかというのが物理的には必ずしもちゃんと確認はできていなかった。それについてはヒアリングで確認をいたしました。これは一応ちゃんとできていたというように思っております。

14 ページ、「カテゴリ A/B 案件における主要な文書の入手状況」。これは一つのポイントだと思います。カテゴリ案件については全件 OK です。そもそもカテゴリ B の案件については、EIA などの入手というのは必ずしも義務ではありません。しかしカテゴリ B 案件は今回調査したものは全部で 14 件あったわけですが、そのうちの 7 件は EIA 等の主要文書を入手しております。

入手したのだったら、本来はそれを先ほど申し上げたルールに則って公開をするということになりますけれども、その公開が若干手落ちっぽい話がありました。それが 14 ページのいちばん下のところに書いてあるわけです。他方これはウェブのほうへの公開の話であり、私ども一方で広報センターというものがございましたものですから、こちらに EIA などを公開していたわけです。こちらについては全件カテゴリ A、B ともに入手したものについてはちゃんと公開していたということです。

続きまして 16 ページ、今度はカテゴリ A/B/FI についての先ほど申しました環境チェックレポートです。私どもがレビューを行ったあとのチェックレポートですが、これにつきましては結論から申し上げますと、現時点ではちゃんとできております。カテゴリ B のところで 14 件中 13 件というものがあまして、1 件漏れた形になっております。調査した時点が前でしたが、現時点ではその残りの 1 件もちゃんと掲載してございますので、問題はないと思っています。

以上が情報公開でして、次が意思決定、さらには融資契約への反映のところ。これもどういう規定になっているのかというものを、簡単におさらいしたいと思います。16 ページのいちばん下のところ。環境ガイドラインの規定ですが、これは「借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考えられる場合」。これは JBIC が必要と考える場合。その場合には融資契約等々に以下の内容を確保するよう、「最大限努力する」とある。

この最大限努力するというのは、当時これを作った人の見解というのはいささか違いかも
しれませんけれども、1つの要素としてはこれは交渉事の話というところもあるものでは
ありません。もちろん借入人とか案件の特性によって、下に掲げる内容がすべて満たさな
ければいけないというものが適切ではないというように判断されるケースもあるだろうと
いうことでもあって最大限と。どちらかというとなら交渉などという話の要素のほうが強
いのかと思ってはいますけれども、最大限努力するというクローズになっている。

具体的にはというと、全部で4つのポイントです。1つはモニタリングをした内容を報
告してくださいという話。それからステークホルダーとの協議が必要な場合には、それ
を行ってくださいという話。それから必要な場合には実施主体、あるいは相手国政府と必
要な取り決めを行ってくださいという話。いちばん最後はもし環境社会配慮ができていな
いのであれば、場合によっては融資を止めますというようなクローズということではな
い。

これにつきましては、結果は17ページに書いてございます。これも概ね問題ないとい
う結論になっております。カテゴリA、Bともにモニタリング等の報告義務は問題なく、
カテゴリCは一部案件の特性などがありまして規定できていないところもありますけれど、
それは大した問題ではないだろうと。

ステークホルダーとの協議の実施のところにおいては、例えばカテゴリA案件につい
ては30件中25件が融資契約上規定されておりますけれども、残りの5件についても言い方
の問題ではありますけれども、JBICの環境ガイドラインを遵守しますとか、世界銀行の要
求事項を遵守しますとか、現地基準を遵守しますというような内容で、代替的に書かれて
いる内容がある。ちなみに現地基準と書いてあるこの1件については、現地基準上もス
テークホルダーとの協議を実施するということが義務づけられているものです。

このように見ていただきまして、例えば次のページの18ページ。今度は実施主体との
取り決めのところですが、典型的なところでいきますとカテゴリAの案件です。これ
は30件中24件で問題なくできていますし、ほかのところもそれなりの表現で入って
いる。

続いて18ページのいちばん下の、「環境に関する契約事項に違反した場合の貸付停止等
の実施」。カテゴリA案件を見ていただきますと、30件中29件というようになっている。
このようになら高いレベルで融資契約の中に規定をされている。最大限努力するとい
うところに対して、最大限努力している結果ではないかと思っております。

次に20ページにまいります。今度は「モニタリングの実施状況」です。モニタリング

については環境ガイドライン上どういう規定になっているかといいますと、真ん中のところですけども、「本行は原則として、カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリング内の重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、モニタリング結果の確認を行う」。いくつかキーワードが散りばめられています。「原則として」「カテゴリ A、B のプロジェクトについて」「一定期間」「重要な環境影響項目につき」「借入人を通じ」「モニタリング結果の確認を行う」。

これにつきましては調査結果の冒頭で申し上げたような話なので、これも別に問題があるという結果にはなってございません。カテゴリ A 案件を見ていただきますと、すべてのカテゴリ A 案件においてモニタリングの実施が予定されておりますし、30 件中 18 件についてはすでにモニタリングレポートを受領しております。残りの 12 件については、融資契約の中で規定しているわけですけども、適切な時期にレポートを受領する。それは完工前の案件のものについてはまだ受領しなくていい、あるいは求めていない。これはどういう意味かということ、完工前の段階では、まだ先ほどのキーワードの中の一つの重要な環境影響項目というものが、まだ完工前は起こっていない。こういうように判断される案件ということです。カテ B も似たような傾向です。以上が Phase 1 です。

続いて Phase 2 のほうです。それからごめんなさい、私の説明で飛ばしてしまったところがあります。Phase 1 につきましては全体で...、少し戻っていただいて 3 ページですけども、どういうものを調査の対象にしたのかということ、飛ばしてしまって申し訳ないです。3 ページのところの 4.1 の「Phase 1 調査対象プロジェクト」とあります。

これは 2003 年 10 月以降から今年の 3 月末までに承諾された、JBIC の出融資案件、全体で 615 件ありますが、615 件の全件はコスト、マンパワーの関係もありまして調査しておりませんが、ある程度傾向が分析できるだろうという統計学的なアプローチというものも勘案いたしまして、最終的には 85 件を取り上げることにしました。具体的には真ん中のところに表が書いてございます。カテゴリ A については全件、30 件です。カテゴリ B、C、FI のものについては、先ほど申しました統計学的アプローチも勘案して、これだけ無作為に抽出をしたということです。

戻っていただきまして Phase 2 のほうですけども、これは 22 ページです。Phase 2 の調査に関しましては、カテゴリ A 案件だけに絞りましたけれども、これについては全件 30 件調査をしております。22 ページのところに表 5-1、5-2 とありまして、それぞれの実施国とかセクター別などの内訳を参考までに書いてございます。

ポイントとなりますのはそのあとですけれども 23 ページ。影響項目ごとの分析を行いました。まず汚染対策、さらには中段のところ、大気汚染です。これについてどういう構成でやっているか。これはほかのところも同じですけれども、まず全体の傾向というものを見ております。この 5.1.1.1 の大気汚染の下に「全体傾向」と書いてありますけれども全体傾向というものがあって、全体傾向の中身も実際に該当する案件というのは何か。それが現地基準との関係でどうか。さらには国際基準との比較がどうかというようなことでやっております。

次の 24 ページをご覧くださいますと、「留意事項・対応状況」ということで、個別案件の顔までさすがにお出しはできないものの、セクターというようなくくりである程度まとめる一方、かなり詳細な情報までここで記載して皆様方の閲覧に供するというので、ここまで書いたものです。通常の私どもの環境チェックリストといわれるものでは、ここまでたぶん出していないものです。

ただセクターごとの傾向というものは必ずしもありませんで、結果的にセクターごとで少しまとめたというような程度です。見方としては例えば「石油ガス開発（7件中4件）」とありますけれども、この7件というのは全体で7件カテゴリ A の案件がある中、4件が留意事項というところで留意をしなければいけない特別な案件かと。それに対してどう対応したのかというのが右の対応状況ということですよ。

その内容も踏まえて全体の傾向というものを分析したものが、その前の 23 ページということになります。1) 大気汚染のところは例ということなので、ここについて少し解説いたします。カテゴリ案件のうち大気汚染というものをケアしなければいけなかったのが 28 件。残りの 2 件は関係ない案件。

2) 現地排出基準等の遵守状況ですが、28 件のうち 21 件がクリア。残りの 7 件はそもそもネイチャーとして基準というものが無い。あるいは適用外であるということ。ただしそれについては国際的基準との比較を私どもが行った上で、これが適切であるというような確認をしているということです。

「国際基準との比較」、28 件のうち 24 件が国際基準を下回り、残りの 4 件については排ガスの計画値は現地基準満足。ただし一部の項目について国際基準を若干上回るけれども、大気拡散予測値というものについては基準を下回るので OK であるということです。

こういうような格好で次の水質汚染とか、その次には騒音とか。25 ページが「水質汚染」、26 ページが「騒音」、27 ページが「廃棄物」、28 ページは「自然環境」という大項

目の下に、「保護区」です。29 ページは「生態系」への影響。貴重種の生息とか、そういった観点です。さらには 33 ページに行って、今度は「社会環境」の中の「住民移転」です。34 ページにまいて「少数民族・先住民族」、そのあとの 35 ページ「文化遺産」とつながっていくわけですが、33 ページ、「住民移転」のところは一つのポイントになると思います。

この住民移転のところ。まず環境ガイドラインにおいてはどのような書き方になっているのかがポイントです。私なりに思うキーワードは、「影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない」。さらには第 2 パラグラフで「プロジェクト実施主体者等は」とあって、「生活水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない」。ここら辺がポイントになるかと思います。

これについてどういうことだったか。全体傾向ですが、カテゴリ A 案件全体で 30 件のうち住民移転という案件は 6 件だった。結論から申し上げますと、この 6 件についてはきちんとできていたという評価です。それについては真ん中から下のところに、留意事項、対応状況ということで、個別案件の顔まで見えていないところでは分かりにくいかもしれませんが、そういう恨みはないわけではないと思いますけれども、33 ページから 34 ページにかけて対応状況というところで書いてある。これを私どもとして確認をして妥当であるという判断をしたということです。

34 ページ「少数民族・先住民族」。これについても結論から申し上げますと問題ないということですが、ここら辺の項目に引っかかるかというものは 2 件だった。それについても適切な対応が取られていると判断したということです。

35 ページですが「文化遺産」。これも真ん中の「全体傾向」というところをご覧くださいければと思います。30 件のうち 4 件が該当案件で、これについては適切な対応が取られているという判断です。

続いて 36 ページ。「モニタリング」ですが、これについて先ほどのモニタリングと少しだぶるところもあるかもしれません。モニタリングは当然やるということですが、2) のモニタリング計画の策定状況、全 30 件のうち 2 件については環境レビュー当時ではまだ、詳細は未定でしたけれども、そのあとに確定して、その上で融資を行っているということです。

それから「許認可」、37 ページ。ここら辺はほぼ問題なくできているということかと思

います。

38 ページ、「地域住民への説明」ということです。こちらについても結論から申し上げますと、ちゃんとできているというような評価です。38 ページの「EIA の公開状況」というところですが、このポイントになります。39 ページ、本調査対象のカテゴリ A 案件（30 件）のうち、19 件は現地法制度に基づいて EIA が公開、または公開される計画である。残り 11 件はどうなっているのだという話ですが、8 件は現地法制上は情報公開は義務づけられていないわけですが、JBIC 環境ガイドラインがあるということから自主的に公開している。これも私どもの環境ガイドラインがあるがゆえにという話だと思っています。

ただ残りの 3 件は EIA が公開されていないということとして、EIA はあるわけですが、これもこれは公開されていないというのは、現地の法制上公開するなということになっている関係で、公開をしていないということです。これは、私どもはその中身についてはちゃんとレビューをした上で、OK という評価を出しているものです。

かなり駆け足になってしまったところがあるわけですが、冒頭申し上げました 2 ページにサムアップされておりますように、Phase 1、Phase 2 とともに私どもが調査をいたしましたけれども、概ね問題なくできているという評価です。

では先ほど申しましたように、それだけだと直ちに何を改訂するのだというようなお話になるかもしれませんが、先ほど申しました外部環境の変化というものがあるということ。それからもちろんこの実施状況の確認というのは、私どもが私どもの視点でやっているものですから、この点においてもほかの方々からのご意見があるし、そこから将来の改訂というもののポイントが出てくるかもしれません。そういう内容もありますものですから、改訂に向けての舵を切るということです。

私どもの考えておりますこと。先ほど申しましたように、この実施状況の確認の報告書そのものというのはこれでファイナルとか、これでセットですとか、そういうつもりではございませんけれども、もうすでに改訂に向けての舵を切るというような観点もあります。それから一部ステークホルダーの方から改訂に向けた提言というものもいただいているという観点から、私どもは改訂をするという観点では同じ船に乗っているということです。

したがって、可能であれば次回に改訂のドラフトというものを私どものほうで用意いたしまして、たたき台として皆様方にご提示申し上げたいと思っています。これはどのタイミングでできるかということではありますけれども、事前に皆様方にご覧に入れて、

その上で次回の会合で議論をいただくというようにしたいと考えております。もちろんこの作業そのものはNEXIさんと一緒ということです。

できるだけ短くやろうと思いましたが、結局当初の時間の予定の2時半近くになってしまいました。私の説明はとりあえず以上で終わらせていただきます。

【司会】

本日の会合におきまして、JBIC および NEXI からご説明をする話題につきましては、以上で終了ということです。これから皆様方から広くご意見、ご質問等をいただければと思っております。先ほど冒頭に説明がありました今回のコンサルテーション会合に至った経緯ですとか、あるいは今お話がありました今後どのような形で、何を考えどのような形でやろうとしているのか。そういうようなことについてももちろん結構です。

また実施状況確認調査につきましては本日初めてご覧になるものですので、中身につきましてまだそれほどしっかり読んでおられないということでしょうから、これは今お話がありましたように、もちろんまた後日ご意見、ご質問等をお受けするということです。もちろんこれについてもご意見、ご質問等をいただければと思います。

ということで、ご意見、ご質問等がおありになる方は挙手をお願いできればと思います。先ほども申し上げましたように挙手していただけたら、マイクフォンをお手元にお届けいたしますので、それをお願いできればと思います。先ほど申し上げましたように、ご所属とお名前をおっしゃっていただける方はおっしゃっていただければと思いますし、そうでないという方がいらっしゃればその旨冒頭におっしゃっていただければと思います。これも繰り返しになりますけれども、なるべく簡潔なご発言をお願いできればと思っている次第です。それではご意見、ご質問等おありになる方がいらっしゃいましたら、どうぞ。

【東京工業大学・原科さん】

簡潔に説明したいと思ひまして資料を用意いたしました。ちょっとご覧いただきたい。2つございます。1つは『国際開発ジャーナル』という雑誌のコピーです。2002年2月号です。

今ガイドラインをご説明いただきまして、大変素晴らしいパフォーマンスというような印象を受けました。ただ内部評価なので表から見るとまた評価は少し違うかもしれませんが、概ねそういう点ではガイドラインのとおりやっていただいたように思います。

私はこのガイドラインを作るときの研究会のメンバーを務めました。そのときは議長をつくらなかったのですが、実質的にはこれに出ていますように、銀行の前田さんと私が共同議長みたいな感じで進めてまいりました。そのあと 2001 年 9 月に研究会レポートを出しまして、その後このように今のような素晴らしいガイドラインを作られたわけです。その段階では中身が固まりましたのでフォローアップ委員会をつくりまして、その委員会の委員長をやっておりました。ですからガイドラインはしっかりいいものをつくっていただきたいということで、ずっと議論を続けてまいりました。

そういう研究会、フォローアップ委員会の関係をこの最初のページに書いてございますけれども、そのときのメンバーの座談会がこのように紹介されました。これはメンバーを見ていただくと分かりますように、前田さんというのは銀行の責任者の方です。私はこの分野の研究者ですが、あとは当時は環境庁の大村さんという方。開いていくと顔写真入りでお名前が出ております。それから NGO の松本郁子さん。地球の友ジャパン、今は FoE Japan ということになりましたけれども、こういった 4 名で議論いたしました。

ただいま藤平さんからご説明がありましたように、大変透明性の高いプロセスを持つべきだということで、今回もこのようなパブリックコンサルテーションを持っていただいたわけです。それは大変我々の議論を踏まえたその延長で、いいパフォーマンスだと思います。

ただ難しいのは改訂する場合に、今 100 人以上お集まりですから、公開で議論するとなかなか先へ進まないという、その恨みがございます。通常はこういう場合にはある程度代表者を決めて、しかしそれはプロセスを公開にすることによって議論を深めていく。こんな方式が採られますので、そんなようなことをぜひお考えいただきたいと思います。

それは先ほど藤平さんも最初におっしゃった、こういうパブリックコンサルテーションの形式を今やりたいとお考えということですがけれども、それ以外の方法もあることをよくご理解だと。そのとおりです。研究会とかフォローアップ委員会は固定メンバーといいまして、ある程度メンバーが継続的に議論してもらおう。そうしないと毎回繰り返しの議論になってしまいますのでそれを避ける。しかし公開ですから、その日参加される人はどんどん意見を出していただく。そういう点、公開性の高い方法を採用しました。

これの中を読んでいただくとどんな議論をされたかよく分かりますので、ぜひお読みいただきたいのです。そのようなことである程度固定メンバーで議論していかないと、なかなか議論が深まらないです。

これは確か研究会は 16 回ぐらい議論をやりました。ですから相当の密度でやっていま

す。そうしてやっていくと中身ができる。ただ今回は、これもおっしゃったことですが、もうガイドラインはございますので、直すといっても根本から、ゼロから始めるのではないのでやりやすいと思います。そういう意味では回数はそんなに必要ではないと思います。しかし議論を深めるためにはある程度代表者を選ぶような格好の研究会、こういうオープンな場で。だからこの真ん中にもう少し 20~30 人が座る机を用意していただいて、みんなで周りから見てどんどん意見を出していく。そんな方式を採っていただくとたぶん効果的だと思います。

と申しますのは、今日開いていただく前に昔こういう経緯がございましたので私は責任を感じておりまして、この改訂の前の段階で数カ月前からいろいろ銀行の方とお話ししました。例えば今日のレビューの結果、実施状況確認調査を公表していただきましたけれど、こういうものは環境アセスメント等ですが、評価書が出て公表ではないですよ。ドラフト、準備書段階で公表して意見をもらおうでしょう。これが環境アセスメントのやり方です。

同じことでこの実施状況確認調査というものは、レビュー段階で情報を出していただいて議論していただくというのが普通のやり方です。そういう方法をお願いしたいと申し上げたのですが、なかなか作業が大変だということにして、ぎりぎりこうなってしまいました。その辺など私は、本来はそういうように進めていただきたかったと思います。それはまず問題だと思います。しかし今回そういったことをある程度のところでもう 1 回考えていただいて、そういうきちんと議論ができること。これがいちばん大事だと思いますから、それをぜひお願いしたいと思います。

それからもう 1 つ英語のペーパーがございます。「Proposed」「Code of Conduct」がございます。これは「Subscribed to by Self-ascribed Professional Members of IAIA」とあります。Self-ascribed というのは自らに規するというか、自己責任をちゃんと考えること。そういうきちとした専門家ということです。Professional Members of IAIA の専門家ということです。

IAIA は何かということでお分かりでないと思ったので、裏につけておきました。International Association for Impact Assessment、国際影響評価学会というアセスメントの国際学会です。この分野で中心的な学会でもっとも権威があります。この前、理事会が 10 月にメキシコシティで行われまして、私も理事なものですから行きましたけれども、何と 119 カ国からメンバーが入っております。119 カ国というのは学会では極めて大きい参加国数です。

ですからこれだけメンバーが入っていますので、実は国連で認定された NGO で、国連総会等で機会があれば発言できます。実際 12 月の COP13 でもこの IAIA の代表は招かれていまして、オブザーバーとしてちゃんと正式なメンバーで参加できます。それだけ権威があります。その権威があるのは当然各国政府が非常に深くコミットしている。それから国際機関だったら世界銀行が大変深くコミットしていて、毎年この大会のときには世界銀行の日というか World Bank Group Day というものをつくりまして、そういう情報交換の場を持っております。そんなことがございます。

ただもう 1 つそれは中身です。これはさっきの英語です。つまりこういうきちんとした Code of Conduct、行動規範を持っていることがあります。この行動規範はどうか。9 つありましていずれも大事なことです。9 つあって 5 番目というベートーベンのシンフォニーみたいですけど、9 曲あって 5 番目。ナンバー 5 がいちばん素晴らしいでしょう。これもナンバー 5 は重要です。それはここだけ紹介します。

To refuse to provide professional services です。専門家のサービスを提供するのを拒否する。どんなときか。whenever、いつでもです。the professional is required、何か要求された場合です。to bias the analysis or omit or distort facts、事実を曲げたりオミットしたり、分析を変にバイアスをかけたり、そういうことをしない。in order to arrive at a predetermined finding or result、つまりあらかじめ決まった発見とか結果に導くように変なことをしない。これは極めて重要でしょう。環境アセスメントでこれはポイントです。このことはいま日本の社会共通に言えます。

今しょっちゅういろいろな問題が出ているでしょう。船場吉兆とか、わが横浜市のシューマイまであなってしまったのがっかりですけど、いっぱいあります。これをなくすこと。特に国際協力銀行は大変信用のある銀行です。世界銀行が一目置くようなすごい銀行です。だから信用が大事です。その信用を今おっしゃったようにこれらのパフォーマンスでそれを見事に示していただいた。だからそのことが大変大事です。環境アセスメントはそれが精神です。

ですからそういうガイドラインになるようにしていただきたい。世界の様子が変わってきたので、より高いものにしたいとおっしゃった。そのとおりだと思います。そのときにこの精神をガイドライン作成に生かしてもらいたい。そのことを申し上げたいと思います。私は実は大学で緊急の会議があるので、終わる前に失礼しなければいけないので最初ぱつと挙げました。少し長めになってしまいましたがそういうことを申し上げたい。

ぜひこの中をよく読んでいただいて、この環境ガイドラインは大変評価されております。とりわけバイラテラルの国際金融の機関で、世界銀行のインスペクションパネルに対応するような異議申し立ての制度をつくった。これは初めてです。そういう点でも大変評価されておまして、まさにきちっとやっていくという姿勢が表れています。この素晴らしいことをさらに深めていただきたい。そういった観点から申し上げて、今回これが出る前にもっとやりとりするはずだったのがそうならなかったのが少し残念でした。そういうことです。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。2点お話しいただきまして、1点目はメンバーというやり方のお話でして、もう1点は精神というか大切なフィロソフィーといえますか、規範のお話ということでした。この点につきましては、何かJBICなりNEXIからお話がございますか。よろしゅうございますか。

【国際協力銀行・藤平】

先生には何度もお会いしております、いつも教えていただくことばかりです。2番目の規範の話についてはこれから学ばせていただきたいと思っています。1番目のやり方のところについてという話で、これは根っこの部分というのはたぶん同じ認識で、そこから先のやり方をどうするのかというところが、先生と私とで少し意見を異にしているところだと思っています。

そういう意味では繰り返し申し上げますけれども、JBICとしてはこのやり方で透明性高くできると思っていますし、あるいはやっていきたい。これだけ100名いらっしゃるメンバーであっても実質的な議論というものはできないか。そのために言ってみれば私の発言はできるだけ短くしなくてはいけなくて、鶴木の発言は私に向けて言ったのだと思います(笑)。皆様方に議論を尽くしていただくというのはこの場でもできるし、やりたいとも思っている。

もちろん研究会などといったやり方をすると、今度は人を選ぶというプロセスがある。もちろんその時間を惜しんでいるということではないのですけれども、先ほど私も申し上げましたとおりで、原科先生がいみじくもおっしゃった。これは改訂なのだと。ベースを一から作るというようなベースではないというところを、私どもはむしろそこを

とらえて、人をどうするかというところはそうとうご想像に難くないと思いますけれど、時間のかかるところ。

それからどういう人をどういう視点で選べばいいのかということには、そうとう労力なり時間なりがかかるところがあったので、そこを惜しんだという少し語弊がありますけれども、そういうやり方でなくても今の私どもが改訂しようと思っている環境ガイドラインのネイチャー、それから透明性を確保するというやり方はほかにもある。私どもとして議論を尽くすということに関しては最大限コミットしたいと思っていますし、そうでないを決していいものはできないとも思っています。このやり方でできないか、やらせていただけないかというように思っております。

ただ最後に繰り返し申し上げますけれど、皆様方全員の方々がそれではだめだと、研究会方式のほうがいいということであれば、それは私どもは再考しなければいけないと思っております。最後の言葉もつけ加えた上で、私どもとしてはこのやり方でやらせていただけないか、走らせていただけないかというように思っている次第です。

【日本貿易保険・山本】

私ども NEXI としても JBIC さんとまったく同じ考えということにして、透明性の確保という観点、それから実際にいろいろな立場の方が今お見えいただいておりますし、そういう意味で多くの方々のご意見を効率的に聞かせていただくという意味でも、このような形がよろしいかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

【国際協力銀行・藤平】

つけ加えるということですが、議論をこの場でできるだけ効率的に、自主的な内容でできるようにするということのあれから、何ができるかということをおなりにも考えておまして、先ほど申しましたように何かマテリアルを用意するのであれば、できるだけ前広に。基本的に私どもはこのフォーラムを次回はいつにするのかというようなところもありますけれども、3週間前ぐらいには必ずアナウンスをさせていただきたいと思っておりますし、極力そのタイミングで JBIC が用意するもの。あるいは NEXI さんが用意をされるものは用意をしたい。頭をつくってきていただいて会議に臨むというような感じにしたい、あるいはそうご協力をお願いしたいと思っておりますので、その点において自主的な議論というものが確保できるように努力してまいりたいと思っております。

【司会】

その前にハウスキーピング情報です。JBIC、NEXIの方々もご発言の前には名前を言っただけですでしょうか。議事録の関係で分からなくなりますものですから。それから何度かご発言される方がいらっしゃるかと思いますが、お手数ですけれどもそのたびに2回目以降はお名前だけで結構かと思いますが、おっしゃっていただければと思いますので、申し訳ございませんがご協力をよろしくお願いいたします。

【東京工業大学・原科さん】

今のお答えに一言だけ申し上げます。藤平さんがおっしゃったように、人を選ぶのは大変だと、そのとおりです。私は実はそういう分野の研究をやっておりますので、合意形成の本など書いてありますので、その意味ではある程度経験がありまして成功例も若干あります。若干というか JICA のガイドラインづくりも私が委員長をやりまして、そのときのメンバーを選んだりするのを手伝いました。それから愛知万博、いろいろなところで使いました。特に長野県のこういうケースはありました。

そういうものがありますので、そんなにたくさんあるわけではないですけど、いくつか成功例もありますのでそういうものを踏まえて考えますと、私は十分可能性はあると思います。それから JBIC の研究会のメンバーを見ても、結果的になかなか素晴らしいメンバー構成だったと思います。あのときは産業界の方が少なかったのが残念でした。だからああいう構成で産業界の代表などもしっかり入っていただければ、本当にきちんとした情報が伝わって議論ができると思います。これは運営の問題ですけれども、私の見るところ、そうしないと時間切れでみんな不完全燃焼に終わる恐れがありますので、それはぜひ回避したいと思っております。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。どうぞ。

【FoE Japan・清水さん】

私から主に2点述べさせていただきます。この会議場の入り口のところに2つほど資料を置かせていただいて、皆さんのお手元にもあるかと思いますが、1つが30ページほどの

ものでして、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂に向けた NGO 提言書」です。あともう一つが1枚の紙の「ガイドラインの改訂プロセスに関する要望書」になります。

この NGO 提言書はちょうど3日前にこの5団体で提出しました。5つ並んでいますけれども、この NGO は現行の JBIC のガイドラインが策定する以前から、日本の ODA、それから ECA が支援しているプロジェクトによる現地での環境社会影響を可能な限り回避、緩和、最小化していこうという目的で活動してきております。その経緯で現行のガイドライン策定にも深くかかわってまいりました。

ガイドライン策定後はガイドラインの実施状況のモニタリングというものを市民の立場から、また外部者としてモニタリングを行ってきました。そういった活動を今まで行っていましたので、その過程でいろいろな問題点、それからよくなった点、改善点などが見えてきた部分がございます。そういったところから、この提言書というものをまとめることになりました。

この提言書をまとめるに至っては私たちの経験だけではなく、他の国際金融機関の環境社会配慮基準等も参考にして提言を行っております。今日お配りさせていただいたわけですが、ぜひできるだけ多くの方にこれを読んでいただいて、問題意識というものを共有して、その上で今後議論の際に活用していただければと思います。

2点目ですけれども、このガイドラインの改訂プロセスに関する要望書です。現行のガイドラインでもこのガイドラインの見直しについてはいろいろな人たちの意見を聞きつつ、透明性を確保して行うとされていますけれども、今回の改訂プロセスにおいても十分な透明性、それから JBIC の説明責任、またステークホルダー、専門家などの意味ある参加が確保される必要があると考えています。その上で具体的に大きく分けて二つの点を要望いたします。

1点目が検討委員会の設置で、2点目がパブリックコンサルテーション開催とパブリックコメントの受付になります。1つ目の検討委員会の設置は、先ほど東工大の原科先生がおっしゃっていた意図と同じになるかと思えます。前回のガイドラインでもそうしたように、今回も検討委員会というものを設置したほうがいいのではないかと考えています。と言いますのも、研究会という場であるからこそ集中した議論ができる。それによって相互理解の形成、それからより密度の濃い意見交換が可能になって、ガイドラインの水準の向上にも役立つと考えています。

検討委員会の具体的なあり方、方法論についてですけれども、まず改訂をするという前提で実施状況の確認結果に関する意見交換。それから各ステークホルダーによる現行ガイドラインの実施状況と課題に関するプレゼンテーション、意見交換。ガイドライン制定以後の各国際機関や輸出信用機関の動きのレビュー。それから議論すべき項目の整理というようなプロセスを経た上で、ひとつひとつの項目についての議論に入るべきではないかと考えています。つまり論点の整理をきちんと行ったあと、改訂という作業に入るのではないかと考えています。

先ほど JBIC さんから次回ガイドラインのドラフトを出していただけたというようなお話があったかと思えますけれども、それ以前にこういった論点の整理の四つの項目についてきちんとやったあとでないと、一体ドラフトというものを作るに当たっても、どういう観点で作るのかというところがあいまいなまま、そのドラフトができてしまうのではないかと考えます。

次ですけれども、第三者性の高い議長が検討委員会の議長には必要であると考えます。いま現在 JBIC さんのほうで議長を務めていただいていますけれども、JBIC さんは正に改訂の当事者である。一方、このガイドラインの議事運営を行うためには公平な議事運営が必要であると思えます。ですから JBIC に属していない第三者の方に議事を務めていただくのがいいのではないかと思います。

次ですけれども透明性に関してです。検討会はやはり公開で行った上で、一般の参加の発言を認めるべきであるということ。それから会議の議事録は逐語で、記名で作成されて、議事録と当日配布された資料は JBIC のウェブサイトを通じて、次回の会合前に公開されることなどです。それから検討委員会の議論に関する意見や資料についての意見の受付というものも、幅広くするべきであるということです。

以上が検討会に関することですが、2点目のパブリックコンサルテーション開催とパブリックコメントの受付です。検討委員会が JBIC に検討内容を提言して、そのあと JBIC および NEXI のほうでガイドライン改訂案というものが出てくると思えますけれども、そういうことを想定してこれは書いたものです。その際にはパブリックコメントに寄せられた意見、それから JBIC の対応を公開して、JBIC の対応についてパブリックコンサルテーションの場でも議論が行われるべきであると考えます。

最後になりますけれども、パブリックコンサルテーションは必要回開催することが必要である。それから日本のみならず途上国の市民など、もしくは被影響住民などの意見とい

うものもガイドラインに反映することが非常に重要ですので、そういった人たちとの協議の場というものも設けるべきであると考えます。以上すみません、少し長くなってしまいましたけれども、配布資料に関する説明です。

【司会】

どうもありがとうございました。私はJBICの職員ですが、本日はすみません、ここに座っておりますのでこのまま続けさせていただきたいと思います。入り口のところに置いていただきました配布資料に関してFoEさんからご説明をいただきました。1点目は提言書ということです。これは皆さん読んでいただいて、今後の議論に参考にしてほしいということだったかと思います。

それから2点目、改定プロセスに関する要望ということに関しましては、論点の整理、あるいは議長の関係、それから資料の公開の関係、あるいはパブリックコメント、あるいはコンサルテーションのことというようなことで今ご意見をいただいたということです。これにつきましては何かございますでしょうか。

【日本プラント協会・長田さん】

今回こういうタイミングで、来年再統合があるというタイミングというご紹介もございました。いま地球温暖化の問題で、来年度からいよいよ第1約束期間が始まるということで、環境に関する関心が非常に高まっている段階でこういう場を設けていただいたということで、感謝申し上げたいと思います。

進め方についていま何点かご意見が出ましたけれども、私の意見として、すでにベースとなるガイドラインがあるということが1つ。それから委員会という形で一般からの意見も取り入れてというご意見をいただいておりますけれども、例えばガイドライン全般についての知見、豊富な経験ということはないけれども、この部分について意見を言いたいという人がいた場合に、そういう委員会の方々がいる場で外からまた意見を申し上げるといのは、なかなか言いづらい。気後れしてしまうかということもございますので、こういう広い場で、オープンな場でやっていただければ透明性も確保できると思いますし、私としてはこういう場でよろしいかと考えております。簡単ですけれども以上です。

【司会】

ありがとうございました。ただいまのご意見は先ほどのご意見とは若干趣を異にし、まして、こういう場でということでした。今どういう進め方をするかという議論になっておりますが、それ以外に何かご発言がございましたら。

【地球・人間環境フォーラム・満田さん】

私は先ほど FoE の清水さんから言った進め方のほうで賛成です。ぜひこの NGO 提言書を見ていただきたいのですが、非常に具体的に細部にわたって、しかも事例に基づいていろいろな提言がある。私はこういうような場でこのひとつひとつを詰めていくのは非常に難しいことだと考えております。

それから今 JBIC さんのほうから実施状況のレビューについてお話があったわけですが、私どもといたしますか NGO サイドとしては、NGO が行ったレビューについてぜひきちんとしたプレゼンを行う場が必要であろうと考えております。そのための情報のシェアというものを私は非常に重視しておりまして、先般の JBIC さんとの会合でもその点を強く申し入れたつもりでした。

それについてお答えをいただかないまま、こういう場が走りだしてしまったというのは若干残念です。ですからぜひ次回 JBIC さんがドラフトのガイドラインを出されるというのはかなり乱暴な話ではないかと思っております。この提言書にもありますように、ひとつひとつの論点をまずは整理し、それから私たち、あるいは NGO のレビューというものをしっかり聞いてほしい。そのための委員会を設置していただきたいというのが私の意見です。以上です。

【司会】

どうもありがとうございます。

【東京工業大学・原科さん】

では一言情報提供をさせていただきます。私の経験ですけれども、こういう委員会方式をやった場合に、オブザーバーシートから発言してもらおうということをやってきたわけです。これは JBIC がそうでした。そのときは固定メンバーと当日メンバーという誰でも入れる格好にしました。そのときはおっしゃったようなこと、発言しにくいということはあ

まりなかったのです。それは人数が少なかったせいもありこの半分ぐらいの規模だったので、そういうことがあると思います。

2つ目は JICA のガイドライン作り。これも私は委員長をやりました。それは同じ方式でした。そのときオブザーバーはたくさんいました。だけど積極的にみんな手を挙げられるので、その雰囲気です。委員会形式でやっていいことは、本当に詰めた議論ができるので、質問もぱっとそれに結びついて出てきやすいので、むしろ発言しやすい面もあります。それからいま現在 JETRO のガイドライン作り。これも私も委員長をやっていまして、3つともお仕えしていますけれど JETRO はまったく同じ方法です。

そうするとおっしゃるようなことは私の見る限り起こらないです。ですから私はむしろ詰めた議論をされることによって、それに集中した意見がどんどんインプットされますから、それは非常にいいのだと思います。ですから私はそれほど心配しなくていいのではないかと思います。それは運営の仕方次第です。ですから議長も大事で、やはり中立の立場の人を議長に選ぶようなことされれば、そういうようになると思います。一言申し上げました。

【あずさ監査法人・牧さん】

いま会議の進め方についてお話が進んでいるようですので、私も今後の議事進行について一言だけ意見を述べさせていただきます。私の意見としましてはこの方式ではなくて、やはり委員会方式に絞り込んだ、かつオブザーバーを招聘するという形で進行したほうがいいのではないかと。

なぜかといいますと、少し危惧するのは今回改訂だということで、すでに赤道原則を採択されている銀行などでかなり多くの、こういったガイドラインの雛型があります。ありますが、ただ今回 JBIC さん、NEXI さんの改訂に当たって、それが単なるコピー・アンド・ペーストで終わってしまうのではないかと。そういった形で表面的なもので終わってしまうことを私は危惧していまして、今回改訂というのは今まで5年間の実績を振り返る非常にいい機会だと思いますので、単に表面的なものだけに終わらないようにするためにも、振り返りのいい機会だということで、専門的に集中的な審議を進めるべきだと思います。

また環境にとどまらず、社会的な配慮も含めたガイドラインとなっております。そうなりますと内容的にはかなり多岐にわたりますので、広くステークホルダーの方を集めるといいにしても、専門的な議論が必要になるかと思っています。そういった中でまずは中心と

なるコアのメンバーを決めていただく。そしてそれぞれのステークホルダーの方の個別の意見をも勘案しながら進めるというのがベストではないかと私は考えます。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。ほかにご意見はございませんでしょうか。もちろん今のトピックに限らずでもよろしゅうございますが、皆様いろいろお感じになっていることがおありになるかと思えます。

【財務省・大西さん】

いま開発の世界でキーワードというと、サステナビリティ、要は中長期的な発展、開発というのが非常に重要視されております。その点環境社会ガイドライン、一見かつ長短期的には手間がかかるように思いますが、これこそが中長期的な発展を支援するものとして、極めて国際的にも重要視されているという現状です。

この観点から JBIC が自主的に、非常に前向きに取り組んでいただいていることを非常に頼もしく思っている次第です。今日は発言しようかどうか悩みましたけれども、透明性ということですので、私のほうからご説明を聞いて、私が個人的に考えていることを2点言わせていただきます。

まず来年10月を一応の目標としつつと言いつつ、次の会合で改訂のドラフトが出るということに、私自身も少しびっくりしております。2点、次回の会合、ちょっとどういう形になるかは今後この中で決まるのでしようけれども、ぜひお願いしたいと思います。

1つは国際的な水準が4年間で上がってきたというお話ですけれども、非常に抽象的でIFCのPS、パフォーマンス・スタンダード、あるいはOECDのガイドラインと、どこがどういま違ってきているのか。そういうものを比較したものを、我々普通の人にもわかるようなものをちゃんと作っていただきたい。

もう1点はこの実施状況確認調査で、非常に手間をかけて作られたと思われそうですが、これは今のガイドラインをちゃんと実施しましたかどうかという、チェックしただけなのではないでしょうか。私の理解はそうです。求められているのは、これを実施したけれども問題があったのかどうか。もう少し広い観点から何か問題が生じたならば、これを直さなくてははいけない。こういうことではないかと思うので、これをもって総括的な検討とされるのではないとは思いますが、実施状況確認調査というのはあくまで今のガ

イドラインが物理的に実施しました、していませんでしたという話であり、もう少しこれを実施したけれども何か問題があったのか、なかったのか。結論としてなかったということであれば非常に結構であり、それが JBIC の評価であればそれは結構であり、また外部の人から評価いただくということでもいいと思いますけれども、そうしたお話をぜひ聞かせていただきたいと思います。2点よろしく申し上げます。

【司会】

どうもありがとうございました。

【メコン・ウォッチ・福田さん】

よろしく申し上げます。私からも2点ほど。1点は質問、1点は提案をさせていただきたいと思います。1点目はこの実施状況確認で、先ほど JBIC の方から丁寧なご説明をいただき、これは非常に今回の JBIC のガイドラインの改訂に当たって、非常に貴重な情報だと思っています。そういう意味でこのように丁寧にまとめられたということで感謝しております。

しかし一方で、実は私たちももっと知りたい情報というものがあって、実はこういった情報というのは JBIC の中の人でしかわからない。私たちも外から NGO としてモニタリングをして、それで感じている問題点というのはさまざま提言させていただいていますが、今 JBIC の中でどういうようになっているのだろうということの中で、この実施状況確認というものに盛り込まれていない、私たちはもっと話を聞きたいという点が、先ほど私が聞いていただけても結構あります。

こうした内容について、今後 JBIC の皆様にどのようにお伺いすればいいのか。この実施状況について質疑応答、あるいはこういった情報をさらに出していただきたいということ、私たちとして申し上げる機会があるのかなのかということ、1点お伺いしたいと思います。

2点目ですが、先ほど財務省の方のお話にもありましたが、私も次回の会合でガイドラインの改訂の JBIC としての案をここに提示されるということに、非常に驚いている1人です。先ほど委員会形式か、あるいはこういった開かれた場でやるのかという議論がされておりまして、私もこの人数でなかなか詰めた議論は難しいだろうという意味で、NGO からの提案にも名を連ねさせています。

おそらく重要なのがガイドラインをこれから改訂していく前提として、包括的な検討を行うというようにガイドラインには書いてあると思います。そのために必要な情報を各JBICの方から出していただき、私たちも出し、あるいはほかのステークホルダーからも出していただき、それを共有して、その共通理解の下に次にJBICとして何をやっていかなくてはいけないのだということを考えていくというプロセスをひとつひとつ踏まないと、結局JBICの案がいま出てきて、それに対してJBICの案がいいか悪いか。少しこの文言は動かそうという議論で終始してしまうのではないかというような、私としては危惧を持たざるを得ないというところがあります。

そういう意味で先ほど藤平さんが、原科先生からの問いかけに対して根っこのところは同じだということをおっしゃっていたと思いますが、まさに一体現在のJBICのガイドラインというのはどうなのだろうということを、きちんと各ステークホルダー、ここに参加しているみんなで共有した上で物事を進めていくということが必要なのではないか。そのためには私たちもこういうこと、提言などをプレゼンさせていただきたいですし、またほかの方がどう感じていただけるのか。

あるいはこのJBICの実施状況確認の状況についてはもっと深めていきたい。そういうプロセスがJBICの改訂案の前にきちんと必要ではないかと思いますので、次回JBICからガイドラインの改訂案を出すというのは、性急な物事の進め方なのではないかと私は思っております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。ただ今のご発言の中でご質問の部分がございました。これはJBICのほうに実施状況に関する今後の質疑なり何なり、どういう形でできるのかというご質問だったかと思えます。それではJBICから答えをお願いできればと思います。

【国際協力銀行・藤平】

貴重なご意見をありがとうございます。実施状況確認のことについては、結論から申し上げるとこれで終わりにするというものではありませんし、ご意見とか、あるいはご質問といったことがあった場合に、ここの場で、第2回のところでやるという選択肢はもちろんあって、それはアジェンダとして上がってくると思っていますし、皆様方からそういうご意見があればそれは当然やっていきます。私もそういうつもりでやっております。

実施状況の確認は先ほど申し上げましたとおり、私どもの話としてはよくできていたということですが、「それはぬかりがある」というご指摘というのはあってもおかしくないと思っています。とは言いながらも皆様方を含め、原科先生も含め、お知恵を拝借した上で作ったガイドラインなので、変なものは作っていないという自負はあります。そういう意味では私どもの実施状況確認というものが一面的なものであるという批判はあるかもしれませんが、そういうものに対してのご意見をお聞きしないなどということはするつもりもありません。

ですからその議論をされたいということがあれば、2回目にそのお話はアジェンダに乗せていただいて結構だと思います。最終的にはコンセンサスだと思いますけれど、私としてはぜんぜん問題、あるいは異論はございません。

それから一応この場というものをメインの議論の場にしたいという思いに変わりはありません。かといってこの場ではないところでご意見を伺うとか、あるいは意見交換をさせていただくという、そういったものを一切いたしませんというつもりはございません。ただこの場をメインのフレームワークにしてやっていきたいということを申し上げたいと思っていますし、そういうつもりで今までも申し上げてきたつもりです。

やり方はたぶん100点のものはないと思っています。私どものやり方でも100点ではないと思います。一方で研究会方式も100点ではないと思います。ただ皆様方を含め、私どもを含め、どれだけ限られた時間の中で、どれだけ実質的な議論ができるために、その点において皆さんは前向きな方向で取り組んでいただけるかということではないかと思っています。

それから話は先に進みます。ドラフトの話ですが、これは若干誤解を与えてしまったのかと思って後悔しています。ドラフトのテキストの議論だけやろうと思って、次回出したいと申し上げるつもりはありません。あくまで参考でたたき台で、これについてしか議論をしないというつもりでドラフトを出そうなどと思っていません。来年の10月というものがあつたときに、まだ時間的な余裕がある。だから今から出すのは早い。その議論はわかると思いますけれど、テキストだけの議論をしようと思って出そうというつもりはございません。あくまでもたたき台とか参考というつもりで出そうということです。

私どもが今回実施状況確認というものからは、直ちに改訂のインプリケーションというものはお示しできていないと思っています。ただ私どもなりに問題意識というものがある。IFC パフォーマンス・スタンダードの話とか原発の話とか。それはかなり各論の話になる

わけです。それからいみじくも今回一部のステークホルダーの方から、もっと言うと NGO の方から貴重なご意見をいただいたわけです。こういうものも踏まえながらドラフトしていくということになるわけです。

ドラフトのテキストの話と中身の話と並行でやっていけないのではないか。もちろん論点整理も非常に重要だと思っています。ですが、いたずらにテキストの議論だけ議論を誘導していこうというなどという気持ちはありませんので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。

【東京工業大学・原科さん】

そろそろ大学に戻らないといけないので少しあわてています。私は JBIC の方はきちんと応答していただくと信じています。例えば先ほどの資料です。最後のページを見ていただきたいのですが、最後のページで「原科」という左の欄です。こういうところがございました。

研究会では「環境社会配慮」という言い方を使っていたが、きのう(12月3日)のフォローアップ委員会の会合で、JBIC 側の考えでは「社会」が取れて「環境配慮」になったのです。これに対して議論しました。前田さんもそのときこの中でもレスポンスしておられる。でもそのあとまた議論しまして、結果的にはご覧のように「環境社会配慮」という言葉を使っています。だからいろいろやりとりがあります。

「環境」という具合に1回戻ったのだけれど、また「環境社会配慮」と元に戻りました。そういうやりとりがあります。そういうフィードバックがあって今のガイドラインができたので、そういうようなことがありますから、そういう議論をきちっとやっていただきたいと思います。その意味では JBIC の仕組みでいちばん心配したのは、私にとって2つありました。

1つは審査の外部専門家による第三者性の高い審査諮問機関というものを JBIC は設けませんでした。通常、日本の国内では都道府県の、あるいは政令市のアセスメントはすべて環境影響評価審査会というものを持っています。名前は審議会と言ったりいろいろな名称がありますが、つまり外部の専門家に諮問する、専門的なことを判断してもらうこ

とをやっています。

JBIC も銀行員のメンバーがたくさんおられれば十分可能だと思いますけれど、世界銀行などは JBIC の 10 倍ぐらいいますから。でも JBIC はその 1 桁小さい人たちでこれだけの巨額のお金を動かしているから大したものだと思います。世銀の人はすごく JBIC は効率がいいと言っています。とはいいいながら環境社会配慮の審査は行内だけでは難しいものです。そういう意味で私は外部審査会を持っていただきたいと思います。

そういうことがありましたので JICA のガイドラインを作るときは、JBIC ではそれができなかつたものですから JICA で審査会をつくりました。それがあつたのでままだいぶん私はいいい方向に行っていると思います。ですからその意味では、今度はぜひ第三者機関をつくるなどしてもらいたいと思っています。そうするとそういった観点から今回の結果、これまでの経験をレビューしていただきたいです。だからいろいろな観点があるわけです。

だから JBIC の中の方の観点からのレビュー結果をお聞きしまして、いま財務省の方がおっしゃったように、一応ガイドラインに書いてあることは守つた。それは大変立派なことだと思います。ただそもそもシステムをつくるときに残された課題の観点から見てどうなのだという、これに対する答えもぜひお願いしたいので、そういうようなやりとりも必要です。ですから論点を整理してそういう事実をきちっと押さえていくようになりますと、どうしても時間がかかるでしょう。だからこういう格好だけやっていると、形だけで終わってしまうとせっかくやったのにみんなががっかりすることになりますから、そういうことがないようにしていただきたいと思います。

意味ある、応答のある、議論のできる場をしていただきたいと思うので、私は委員会方式がいいかと思っています。ただ委員会方式がすべていいとは限らないというのはおっしゃるとおりだと思いますから、できることは限られております。けれども今の段階では逆にものがだいたい固まっています、そしてある部分に対して直していくところですから、かなり専門性の高い議論も必要になってまいります、これはできたらそういう委員会方式をベースにして、しかもそれを閉ざさないでオープンな形でやっていく。これは、我々はたくさん経験がございますので、そういうことを進めていただきたいと申し上げます。

私はもうそろそろ失礼しなければいけないので、このあとの議論に本当は参加したいのですが、ぜひそういうような方向でお考えいただきたいと思います。

それから次回はいつやるかだけ、だいたいの見当だけ教えていただきたいのです。今度いつ来られるかわからないし、あまり時間が押してしまうとそれこそ心配です（笑）。

【司会】

その点について JBIG の方、お答え、いいですか。

【国際協力銀行・藤平】

次回はいつかというのは本当に分かりません。

【司会】

見当で。

【国際協力銀行・藤平】

少なくとも年内ではないです。正月を挟んでしまいます。それこそ今もいろいろな宿題的なものも含めていただいているので、とてもじゃないですけど 12 月などに 2 回目などは開けないと思っています。年を明けて、あったとしても 1 月もかなり後のほうが 2 月か。そんなところではないでしょうか。

これはあまり言っていないのかどうかは分かりませんが、私どもの中で内々これを運営していく。コンサルテーションのときですけれども、これが、議論が詰まってきたときにはもっと頻度を上げるということです。もちろんこれは非常に大事な仕事ではありますが、これだけやっている部分であるわけでもないということも正直あって、先ほど原科先生からもありましたけれども、私ども非常に人数が少のうございまして守備範囲が広いところも一人頭ありますので、刻んで 1 カ月半刻みか。1 カ月だと少しきついだらうと思っています。

今回に関しては年末年始を挟んでしまいますので必ずしも 1 カ月半ぴたっということではないと思いますけれど、それくらいでやっていけないかと思っているところ、では次回は 1 月の中旬というところと少しきついかかと思っています。

【東京工業大学・原科さん】

最後に一言。1 カ月半おきはあまりにも間が空き過ぎてよくないと思います。この場合 3 週間程度がいちばんいいインターバルです。これは経験則。このガイドラインを作るときもそうでした。3 週間に 1 遍ぐらいやっています。JICA もそうです、JETRO もそうです。いろいろなところがそうです。そういう例はいっぱいあります。1 カ月半は空き過ぎ

で本当に議論ができなくなります。もう1回思い出し、思い出しやることになってしまうので。

皆さんはそのことを集中してやられるからいいけれど、参加したメンバーが大変難しくなります。ぜひこれは3週間おきぐらいにやっていただきたい。そういう意味でも小規模でやったほうが動きやすい。そうするとその問題に関心のある方がオブザーバーにどんどん入って意見を出してもらえばいいでしょう。そのことに特に関心のある人はずっと継続で出ていただくというような格好を取ったほうがいいと思います。

1月を越えて2月ぐらいというのはあまりにも空き過ぎで、私はこういう合意形成の進め方としては非常にまずいと思います。これは私の経験からはっきり言えます。ぜひそういうことがないように。だから私は、年内にやるのは個人的には大変しんどいです。でも理屈から言えば12月末に1遍ぐらいやらないと、これはとてもじゃないけれど来年の10月には立派なものではないと思います。

【メコン・ウォッチ・福田さん】

手短かにさせていただきます。先ほどの藤平さんの回答についてですが、1点確認させていただきたいのです。この実施状況確認について、この内容がいいとか悪いとかということはもちろんあると思うのですが、それとは別に、私たちとしてJBICの内部でこういったことも情報として出していっていただけないだろうかという部分があって、それはもしかしたら実はJBICとして今のところ情報としてまとめていなくて、さらにほかの作業が発生してしまうかもしれないという部分もあると思います。

こういった点について、例えば今1週間ぐらいで私としてはこういうことも知りたいので、次回のコンサルテーションまでに出していただけないかと。もちろんそれはJBICの方々の手間の問題、時間的问题があると思いますので、できるところとできないところがあるというのは重々承知ですが、そういった形で追加的に実施状況確認について、私たちからインプットした内容についても、お知らせいただくということが可能なのかどうかということをお伺いしたいと思います。

【国際協力銀行・藤平】

今のご質問ですけれども、私の先ほどの答えの中でご意見だけではなく、ご質問もお受けしますと申し上げています。いま福田さんがイメージされているものがどの程度のもの

なのか。その先は程度の問題だと思っています。それは福田さんもご理解いただけていると思っています。それから個別案件の話、それをディスクローズするような話というのは冒頭議長が、あるいは司会進行役が申し上げたとおり。それは適当ではないだろうと思っています。

そういったことからするとどんなご質問なのかとも思いますけれども、結論から言うと程度問題だと思っています。お答えできるのであればお答えしますし、お答えするのが適当でないと判断せざるを得ない。例えば個別案件の話とか、あるいは期間的にどうやっても足りません。この程度しかいませんから無理というようなことで、ごめんなさいと申し上げることもあるかもしれません。

ですから程度問題だということにしかないのかと思っていますが、そこはお聞きになりたいことをおっしゃっていただいて、私どもも正直に答えさせていただきますので、そういう答えしかできないかと思っています。

【司会】

よろしゅうございますでしょうか。それではここで 15 分ほど休憩をさせていただければと思います。いま私の時計で 3 時 25 分ですが、これから 15 分間ほど途中休みを入れたいと思います。しばらくご休憩いただいて、また 40 分に開始させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

【司会】

それでは時間がまいりましたので、また議論を再開させていただければと思います。休憩前の議論ですと、どういう形で、この形式の話です。それがけっこう議論になっていたということですが、いろいろな意見が今のところ出ているということで、原科先生とか清水さんから出た意見と、JBIC が言っている意見は必ずしも同じではないということなのかと思います。それについて、それ以外の方からもう少し議論がもしございましたら、少しお伺いできればと思うのですけれどもいかがでございましょうか。

【「環境・持続社会」研究センター・田辺さん】

2点ほど質問したいのですが、1点目は先ほどドラフトを出すことが必ずしも評価の議論を止めるわけではないという話がありました。ということはそのドラフトの議論と同時に、評価の議論を行うという理解でよろしいのでしょうか。というのは通常ですと評価をきちっと詰めてから、一定の判断を基にドラフトを作ってそれを議論するという形が、我々通常での進め方かというので、若干進め方に関してもう少し具体的にお聞きしたいというのが1つ。

それから2つ目はNEXIのガイドラインに関して、今まで若干特に議論がなかったのですが、JBICと同様に今後評価という形で何かものが出されるのかどうかということと、実際にガイドラインの細かい議論に入ったときに、NEXIのプロセスとJBICのプロセスは必ずしも一致しない部分があると思います。共通のガイドラインを作るのか、それとも独自にばらばらの別のものを作るのかというので、大きく議論の仕方が変わってくると思います。その辺どのように考えているかということをお聞きしたいです。以上です。

【司会】

ありがとうございます。最初のご質問はJBICに対するご質問ということでよろしゅうございますか。申し訳ございません、ご確認させていただきます。ガイドラインのテキストというかドラフトを出すということと、その関係を先ほどご説明した実施状況の結果との間の関係ということですか。進め方ということですか。分かりました。まず1点目につきまして、JBICからお願いします。

【国際協力銀行・藤平】

ご質問いただきまして、ありがとうございます。私なりにご質問の趣旨を理解した上で回答なので、もし違っていたらおっしゃってください。次回以降といたしますか、少なくとも次回ということでしょうかけれども、ドラフトの議論と実施状況の確認の話とそういうものを並行して行うのかどうかということですが、これは並行して行うということです。

私どものほうとして2回目以降のところについて、こういう段取りでこういうようにやっていくという必ずしもちゃんとしたというか、これでやるのだというものが必ずしもあるわけではなくて、今回こういう会合を開いて実施状況の確認の説明を申し上げた上で、

皆様方とこのあとどういうやり方をするのかということを経験した上で、2回目何をやるのかというものを決めていきたいと思っていたのが正直なところです。

ここに臨むに当たって、実施状況の確認についても「これで終わりじゃないよね」というご意見というのは当然あると思っている。なので2回目でその質疑応答なり、ご意見を伺うなり、議論なりというものがあるだろうと思っていましたし、思っています。一方でドラフトと言っているのは、ドラフトというのはたたき台とか参考として出すということですが、これについて例えば実施状況の確認の議論というものがまだ残っているのであれば、おそらくドラフトについての議論というのはそんなに時間をかけて深めるということにはなりませんし、ましてやテキストについてピークパークやるとか、そういうようなステージではないと思います。

とは言いながら、私どもがその改訂というものに関してこう考えているということの、私どもとしてもファームではないようなポジションではありますけれど、たたき台として出しますということを申し上げているわけです。そういう意味ではアジェンダとしては乗っかってくるかもしれませんが。ただ程度としては実施状況の確認というものにまだ皆様方ここで議論は終わっていない、あるいはもっともっとされたいということであれば、そちらのほうに重きが置かれるということになるのではないかと思います。お答えになりますでしょうか。

【司会】

よろしゅうございますか。では2つ目のご質問のNEXIのほうをよろしくお願いします。

【日本貿易保険・山本】

私どもといたしまして、今日実際JBICさんのほうからも実施状況の確認の調査結果などを拝見させていただいておりますので、この辺について今日のこの結果の中身、それからこれについて皆さんからもいろいろコメント等が出ておりますので、これらを共有させていただきたいと考えております。

それから2点目のそれぞれガイドラインが違う部分について、どのように考えるかというご質問だったと思います。2点目につきましては実際環境社会配慮を確認の内容項目であるとか、あるいは手続き等についてはそれぞれのガイドラインが非常に整合しているわけです。そういう意味ではいわゆる私どもは保険業ですし、JBICさんのほうは銀行

業という業態の違いはありますので、当然その中身の表現ぶりは違いますけれども、内容的には整合しているということですので、そういう中で実際その改訂が行われていけば、手続きなり確認項目については当然整合されるというように理解をしております。以上です。

【「環境・持続社会」研究センター・田辺さん】

やはり若干ドラフトの議論と評価の議論を一緒に行うというのは、実務的にもかなり混乱をしますし、もともと現行のガイドラインで包括的な評価を行った上で、意見を聞きながら改訂を行うという趣旨からしても、評価を今まさに今回 JBIC としての一定の評価が出されたということで、その後我々ステークホルダー側からの評価をつけ合わせた形で議論をしたあとに、ドラフトが出されるというのが実務的にも、それから現行のガイドラインの趣旨からもあるべき姿なんだと思います。以上、コメントです。

【日本プラント協会・新開さん】

私もどちらかが提案されています、論点の整理という点です。要するに実施状況のレビューをもう少し、JBIC のお話は出てきたけれども NGO 様からの話も聞いて、みんながどういう問題があるかということをも十分認識して進める。これは必要だろうと思います。

それから 2 番目の世の中の動きが変わってきたので、今回の改訂に至ったという、つまり OECD のコモンアプローチの改訂だとか、IFC のパフォーマンス・ガイドラインとか、世銀のほうでも変わってきたとか、そういうことのご紹介。どういうところがどういう具合に変わってきているのかということの認識をみんなで共有する。これもまた必要なことだろうと思います。実はこの点はたぶん専門の方はすでにご承知のことだろうと思いますが、みんなで議論する場合には共通の認識として押さえておくべきことだろうと思います。

そこまでは私はこういう場で意見を出していただいたり、あるいは JBIC 側から資料も出していただいてご説明いただくということが、この場でできるのではないかと思います。それで次に具体的な、どこをどう改訂していくかというような話になってきたときに、個別の問題でいろいろ議論を深めていく必要が出てくるかもしれない。例えば原子力の問題が追加で入れてほしいというご意見もあるかと思いますけれども、そういうときには私どもの業界としても非常に関心のあることでして、ぜひその場では意見を申し

上げないといけないわけです。

例えばそういう具合になってきたときに、そのための問題別の、わりとこじんまりとした委員会的なもの、研究会的なものをつくっていくというのはあってもいいと思いますけれども、とりあえず今出ている範囲でも、今までのレビューとこの世の中の進歩についてみんなで認識するということは、この場で十分やっていけるのではないかと私は思います。

それからドラフトは将来がらっと変わってくるかもしれないけれど、とりあえず出していただく。それはそれで有効ではあると思います。ただしそれは大いに変わる可能性もあるかもしれない。そういう前提でお出しいただくことはよろしいのではないのでしょうか。以上です。

【日本プラント協会・松本さん】

プラント協会というのは最近国連の CDM の DOE になったりして、環境問題には非常に関心を持っています。したがって環境ガイドラインの重要性というのは極めてよく認識しているつもりです。だから JBIC、NEXI の今回のガイドラインの改訂のあれについてもぜひ積極的に参加していこうとは思っております。

ただ、今までの皆さんの多くのご意見と少し違う観点からのお話をしておきたいと思います。これは皆さんの参考のためということで、こういうことも言っておけないといけないと思います。プラント協会というのはプラント産業、それから輸出産業。だから開発途上国へのインフラの整備のためのあれをやっているメーカーの団体です。したがって先ほど言いましたように、CDM 等で環境問題については非常に積極的に協会として動いていますけれども、同時にプラントメーカー、プラント業界としてのいろいろな事業等もうまく何とかやっていこうという、当然協会の趣旨があるわけです。僕は日本の国益としてもこれは無視できないあれだろうと思います。

そういうところからいうと、環境というのは確かにものすごく多くのステークホルダーがあって、ものすごくいろいろな意見があり得ると思います。それを全部いいところのあれをずっと取り入れてというのはまず不可能な問題です。ですから環境の重要性というのは全世界的にますます認識は高まっているけれども、どの程度のガイドラインが許容し得るのか。これは皆さんがしようがないと納得されるレベルを出していくためには必要な部分なのだと思います。

その意味でこの NGO の方の研究のまとめを全部読んだわけではありませんけれども、ほかの国際機関、あるいはほかの公的機関がどのようにやっているかということの比較というものは、我々も非常に重要視されるべきだと思っています。というのは我々プラント協会としても輸出競争力は全然無視されては、業界はやっていけないわけです。かつそれは技術的に優れたものはいくらでもできると思いますけれども、あまりにも複雑なものだと今度は相手国側がそこはやめようということになってしまうわけです。あなたのところには頼みませんということになってしまうわけです。

したがってやはり OECD のコモンラインとか、IFC の今度のパフォーマンス・クライテリアみたいな、こういうものの参考は常にしていかななくてはいけないと思います。そういう意味でほかの国との、いわゆる並行してどんどん進んでいけばいいという問題ではないと思います。

そこで僕は先ほど来出ているフォーメーションの問題です。検討委員会であれするとすぐ専門的、細かくなって、かつよりよいもの、もちろんそれがいけないというわけでは理論的にはないけれども、先ほど言いましたような競争力という点からのあれというのは、どうしても弱くなってしまいます。基本的に環境ということだけであれば、それは誰でも環境はこっちのこれのが、より厳しいほうが、それについてはいいかもしれない。だけどそのために途上国のインフラ整備が遅れてしまうという側面もあるわけです。あるいは日本の国益から見たら、極端に言えばプラント産業が立ち行かなくなってしまう。そういう問題も含んでいるわけです。

したがって僕は新しく環境ガイドラインを作るのだったら、この原科先生が中心になってやられたような、少人数での網羅的なあれというのは必要だとは思いますが、もうすでにできているわけです。5年近くももう実施をしているわけです。したがってある程度のそれぞれのステークホルダーの方の問題意識はあるわけです。それは小委員会で作ってしまって、あとでああいうふうにまとめられたと言って、ぶつぶつ言うという声は必ず出てくるわけです。

そういうのはこういう全体的なあれでやる限りは、もし意見があるのだったらその場に出したらどうですかと。我々例えばプラント協会などでも会員会社にこういうあれでどんどん出て、直接に発言してくださいということで、具体的にどういう問題があるのか。環境がいいこと、素晴らしいものができることは、それはそれでいいでしょう。けどもいま言った相対的、全体的な考慮というものは絶対必要なのだと思います。

その意味で僕は検討委員会で、またここで時間もかかります。検討委員会の人数もあれしなくてはいけない。人選も非常に手間がかかる。では検討委員会でそういうようにやったら、みんないいかということで納得するかといったら絶対だめで、やはりこういうパブリックヒアリングを開かないとだめなわけです。とすると、それだけ手間もかかる話になるわけです。

というのが私の意見で、その意味では検討委員会自体は極めてロジカルに、それができればより精緻な、しっかりしたものができるかもしれません。それを否定するものではありません。しかしいま言った総合的な観点、それから現在もう5年近くもたってJBICも必死にそれを実施しようとして努力している。これを僕は認めざるを得ないと思うので、それに沿ったような形のもの。それに時間も、それからロードもできるだけかからないようにするということが、僕は必要ではないかと思います。

それは環境は大事です。大事だけれども環境だけ考えていけばいいわけではないですということを、僕は参考までに今までのご意見とは全然違うご意見ですけれども、あえて申し上げたいと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。

【原子力資料情報室・ワイトさん】

2件質問したいと思います。今後プラント委員会の方と議論をするのを楽しみにしています。検討委員会などという話がいま出ています。あるいはもともと原科先生が進めたような形でやるのか。でも例えば検討委員会などをつくるなら、藤平さんはこの広い場だけではなくてほかの場でも議論してもいいとおっしゃったのですけれど、その場合それも記録が残るか、公開されるのかという点について聞きたいと思います。そういうことをやるなら、ぜひそれも公開するべきだと思います。

そして2点目です。ドラフトを先に作るかどうかということですが、藤平さんがおっしゃっていることは分かりますけれど、ドラフトは一度出たらどうしてもそれに絞って、議論が狭まるのではないかと心配しています。そしてNGO側が出したガイドライン改訂プロセスについての要望書に書いてあるようなこと、その中身をちゃんと議論すると、ドラフトとこのようなことを同時にすることは時間的に難しいと思います。だから

ら結局このようなことを、共通意識をつくってからドラフトを出したほうが、この会を開くときでも進めやすいのではないかと思います。以上です。1つ目は質問だったので、ぜひそれについての答えを聞きたいと思います

【国際協力銀行・藤平】

ご質問の点に関しては、これまで私が思っていたことと、先ほど私がコメントした内容のときにどう考えていたかということでお答えします。そののところは一貫しておりますけれども、この場というのは意思決定をしていく場など、そういう大層なものとするのかどうかということはあると思いますけれども、ここをメインでやっていきたいというように申し上げました。

ということはこの結果というものが記録にも残りますし、それは透明性を確保していくということになる。ただそれだけでは議論を尽くせていない、あるいは自分たちの意見が聞かれていない、あるいはクラリファイしたいところがあるという方々に対して、いわば非公式なところでも何も対話などはしませんというのは、それはさすがにあまりにも悪い意味でよろしくないやり方なのだろうと思っていますので、この場ではないところでミーティングはさせていただくということはやります。ただしそれは非公式です。

ただそこでやった内容というものは何らかの形で、こういう場での議論に反映されることがあるでしょうということです。したがって、これ以外のフォーラムとか何か特別なセッションか、あるいはその前のミーティングか分かりませんが、それについては、議事録は残すつもりはありません。私の考えです。そういうつもりで今お話をしていますし、先ほどの発言もそういうことです。

それからドラフトという言葉がかなりセンシティブに響いてしまったところがあるのかもしれませんし、実際に伺っていると、ドラフトというものを次回に対して提示をするということです。それがそういう環境になっているかどうかというご意見もあるでしょうし、あるいはそれそのものをやる。私のようにたたき台だというか、一応参考までにとか、あるいは私どもの考え方をそのドラフトという形で体現するためにということで、それにこだわることではまったくないのですと申し上げていても、真意が伝わらないところがあります。

それからほかにやるべきことがあるというご意見も結構あると伺いました。例えばその論点を整理すべし。実施状況というものに絡めた論点の整理。それから同じくこれは将来

の改訂に向けての参考情報としての他の機関とか、OECD コモンアプローチというものの現状とか比較など、そういった情報。こういったものは皆さん提供してほしいし、提供すべきだというご意見だと理解しました。それは次回の会合においてのアジェンダにぜひ乗せたいと思います。皆さんもそれでするしければということですが、ぜひ乗せたいと思います。

そうやっていると確かに正直言って私どもに作業が発生する話なので、ドラフトなど作っている場合ではないという話になるかもしれません。実際問題ドラフトも作ったところで、それについて「てにをは」を議論するところではないというように申し上げながらも、たぶんまともに議論するということができないだろう。逆にいうと、それは論点整理の議論の1つの材料ぐらいにしかならないということもある。

であれば次回ドラフトを提示するということは控えても結構です。そのほうが素直なやり方だということというのは分かりますので、皆様方の関心が実施状況の確認とか、あるいは改訂に向けての論点整理とか、あるいは他機関との比較だということにまずあって、その議論を尽くすべきだとおっしゃるのであれば、私どももある意味注力できることになるので、議論を効率的に進めるという観点からいっても、ドラフトそのものを次回出すということについては私も今でもしたいは思っていますけれど、こだわるつもりはございません。

【司会】

今お話がありました論点整理なり、あるいは他機関のというところで、皆様いろいろな方からこの点ご意見あればと思います。

【地球・人間環境フォーラム・満田さん】

いま藤平さんが非常にいいまとめをしていただいたのですが、それに加えてぜひ NGO から今回出された提言書の内容をプレゼンする場を設けていただきたい。今日はJBICさんが非常に丁寧に実施状況レビューのご説明をされたわけですが、それについて私どもとしてもぜひそれはそうですという部分と、でもこれは少し違うのではないですかという部分もあります。それについてのコメントをぜひ聞いていただきたい。そういう場をしっかりと設けていただきたいと思います。以上です。

【司会】

分かりました。ほかにございますか。こちらの方、先にどうぞ。

【市民外交センター・木村さん】

この提言書と要望書を出した団体の1つです。今いろいろと違う感じのこと、動きが出てきたのかと思いますけれども、先ほどの日本プラント協会さんの意見など私は非常に参考になりました。やはりそういった意見というのはふだん我々が仕事をしている上でなかなか触れる機会がないのです。もっといろいろなこの場にいらっしゃる方の意見などもせっかくですから聞きたいのですけれども、やはり80人とこれだけいると一見開かれているようでいて、なかなか逆に意見が出にくい。さっきからずっと下を向いて黙っていらっしゃる方のほうが大多数ですので、そういう意味もありますので、このコンサルテーションというやり方で続けていくということのメリットというのは、私はいま少し見えないと思っております。

先ほどから提案している研究会なり検討会というものを、例えば先ほど個別の議論についてはそういうものもありなのではないかというお話も出ましたけれども、先ほどドラフトも次回にやらなくてもいいかもしれないというお話も出ましたので、ぜひその方向で検討していただきたいというのがまず1つです。

それからもう1つは、私はこの確認をやる、それから改訂をするに当たって、ぜひ英語での情報公開と海外からのフィードバックをとというものを8月ぐらいの段階から申し入れさせています。例えばこの確認調査報告書について、英語で公開していただくという可能性についてはいかがかということをお聞きしたいと思います。

【司会】

では今の最後のご質問の点はいかがですか。

【国際協力銀行・藤平】

少し疲れてきています...(笑)。英語の話ですね。これは今やもうお話ししてもいいと思いますけれど、こういうフォーラムを設立するというかつくるというか、設ける前に、NGOさんとは有志の方ですけれど何回か対話をしていたところでもお話があったことです。当然まだ英文のほうはありません。できていないというか追いつかなかったというの

が正直なところです。

ここから先は皆さんの、要はほかの方々のご意見も踏まえた上で、やはり JBIC のガイドラインとか、改訂に向けてのクローズに書いてある趣旨というものに鑑みた場合に、この報告書に当るものも英文版を作成すべしだということで、ある程度のご意見が集約するのであれば作るつもりであります。作らなければいけないのかと思っています。

ただ、いま申し上げたとおり、先ほど満田さんからお話があったとおり、ある程度こういう方向でというようなことを申し上げました。つまり論点整理の話とか、それから他機関との比較など。これはかなりの部分は私どものほうで NEXI さんとともに作業をしていくこととなります。原科先生からもあまり間を空けるのはいかがなものかというようなお話もありました。

普通に考えれば時間がどんどんなくなってくる。マンパワーは少ない。こういうような中で、私どももさすがに徹夜を続けるわけにはいきませんので、ここに出られてなくなってしまいますので、そういう意味ではプライオリティはつけざるを得ないだろうとは思っています。そういう意味では皆さんのご意見も踏まえた上で、やはりこれは作ってしかるべきタイミングで英語版を出すべしということであれば、出す用意はあります。

【日本貿易会・平尾さん】

改訂案のドラフトの件ですけれども、今回の改訂、あるいはガイドラインそのものは融資主体である JBIC さん、それから保険引き受け主体である NEXI さんのものですので、もちろんステークホルダーの意見を聞きながら改訂していくということではありますけれども、ドラフトという形でなくてもいいと思います。論点整理という形でいいとは思いますが、できるだけ JBIC さん、NEXI さんとしての考え方、論点整理、あるいはドラフトでもいいですけれども、それを早く出していただきたいと思います。ステークホルダー側の論点整理も出していくというのも大事だとは思いますが、以上です。

【国際協力銀行・岡崎】

コンサルテーションのやり方について私どもの藤平が強調しているやり方を提示しているのは、国際協力銀行の顧客が誰か。それはとりもなおさず融資を借りる日本の企業です。委員会形式を採った場合に、日本の企業の皆様の声をどうやって吸い上げるかということになりますと、通常のやり方ですと業界団体をお願いをして代表を出していただく。

そうするとその方が常に代表として業界の意見を集約できるかどうかというのは、結局その委員会に出るたびにその業界に所属している企業に、今度こういうことをこの場で議論するけれども何か議論はありますかというプロセスを経て、それをまた集約をしてこの場に来ていただくということにおそらくなってしまうのだらうと思います。私たちはできれば世の中の動きも進んでいますし、それから来年の10月の組織の再編ということも控えておりますので、なるべく多くの方の意見を限られた時間の中で吸い上げる仕組みを考えたいと思ひまして、こういうやり方を取っております。

業界団体は代表を送ることはできますけれども、JBICのユーザー、借入人にはなり得ないです。1社1社の意見もおそらくあるはずで、ですからそういう意見をお持ちの方、あるいは私どもが融資をする際に一緒に融資をする日本の民間金融機関の皆さんの意見というものを、限られた時間の中でその場でどんどん発言をしていただきたい。そういうことでこの道をいま提案をしています。

この道を選ったほうが、例えば満田さんが先ほどおっしゃったNGOの側から見た意見を言いたいといった場合でも、こういう場がメインであれば、NGOの皆さんが何を考えているかということがより多くの方に一遍に伝えることができるのだらうと思います。委員会形式であればごく限られた方が聞いて、議事録ができて上がるまで待たなくてはならないということになってしまいますので、こういうやり方を選びました。

もう1点だけ申し上げたいのは、前回ガイドラインを作ったときは日本輸出入銀行と海外経済協力基金が1つになって、非常に援助から国際金融まで1つの機関がやる。その機関にふさわしい新しいガイドラインを作り上げようという気運が大前提にあったのだと思います。しかし残念ながらこれは日本政府の決定ですから我々は従わなくてはならないのですが、今度はこの機関がまた2つに分かれてしまうわけです。

今度できる、今日テーマにしている国際金融等業務を引き継ぐ機関というのは、これは日本企業の支援、日本企業の国際競争力の維持、あるいは資源の確保ということが明確に書かれている機関になります。その機関が持つガイドラインとして何がふさわしいのかということを前提に、我々は議論をしたいと思っています。ですから例えばよりクリエイティブなものを作りたいという発想はあるかもしれませんが、一方で先ほどプラント協会の方がおっしゃったように、そのことが日本企業の国際競争力にとってマイナスになってしまっている。少なくとも国際的な水準は維持するけれども、それを踏み出すに当たっては慎重にならざるを得ないと思います。

私はずっと昨年の9月まで OECD の交渉に出ておりましたけれども、OECD の機関によって OECD で決まりましたので自動的に変えましたと言って、ガイドラインを変えて終わりの機関が大半です。こういう場を取っているところはあまりありません。ですが我々は新しい機関をつくるということで、これまでの4年間のパフォーマンスの評価も含めて、皆様にも情報を提示しているということをご理解いただきたいと思います。

コンサルテーションのやり方についてはお互いの考え方の違いもあります。我々はできればより多くの情報を同じタイミングで皆さんと共有して、議論を深めたいということで、こういうやり方を提案しているということをご理解いただければと思います。

【日本機械輸出組合・藤井さん】

今までの議論を聞いておまして、ドラフトなのか、その前なのかというような話がありました。JBIC さんのお話をお伺いしますとこれはたたき台ということですし、今回のガイドラインは全面的な改訂ではなくて、NGO さんからもいろいろ提言等が出ておりますけれども、全面的なあれではないので論点整理とドラフトのたたき台、これは考え方だと思います。そこは、私は議論を聞いていて並行してやっていけないのではないのかと思っておりました。

ただ藤平さんのほうから、そこはというあれがありましたので、そこは JBIC さんのほうにお任せはすることになると思います。ただこういうように皆さんのいろいろなご意見を聞いていますと、なるほどいろいろな考え方があるのだというのを私は横で聞いていて実感しました。やはりベースはこのオープンコンサルテーション方式でやっていくべきではないのか。

それから別途いろいろご意見等は JBIC さん等がいろいろ聞いて、そしてドラフトにしましても NGO さん、それから産業界のほうからもいろいろこれから要望とか提言が出てくるのではないかと思います。そういったものもちゃんと加味して含んで咀嚼して、そして考え方というものも提示していただけることになると思いますので、こちらのオープンコンサルテーション方式をベースにやっていただきたいというのが意見です。

【FoE Japan・神崎さん】

いくつかありますけれども、1つ目に先ほどの藤平さんがまとめられていましたような論点の整理ですとか、あるいは他機関のガイドライン、政策がどのように変化したかとい

うような情報共有というのは、まずやったほうがいいだろうと思います。ただ論点整理に先立ちまして重要なことというのがあります。それは各ステークホルダーがどこを課題だと思っているか。あるいはそれぞれの評価があるでしょうから、その評価のポイントというものを共有し合って、それから論点が整理されていくのだろうと考えます。

そういう観点でいいますと、JBIC さんのこちらのご報告いただいた実施状況の確認調査の中でも問題点というものが出てきたのであればそれを共有していただきたいですし、また NEXI さんのほうからは今日特に何もご報告というか、そういったものはございませんでしたが、ぜひ今後そういったような問題意識、あるいは課題など共有していただきたいと考えています。

2点目ですけれども、たたき台とかドラフトについてです。やはりそういったものが出てくると、それにどうしても引っ張られてしまうというところがあるかと思しますので、まずは先ほどの問題意識の共有、論点整理というところをはじめとしてやったほうがいいかと思します。

最後になりますけれども、私は先ほどプラント協会の最初の方がおっしゃっていたような、情報共有というかこの場でできるような部分ももちろんあると思います。ただ具体的な議論の論点が整理されて、具体的に議論を詰めるということになると、やはり少人数でやったほうがいい部分も出てくるだろうと思います。確かにおっしゃったように立場の違いとか、考え方の違いというものがあると思いますけれども、検討委員会のいいところはお互いの立ち位置というものを認識した上で、合意形成、情報共有をし、それから相互理解を図って、何となく合意形成がされていくという点ではないかと思っておりますので、ぜひそういったような形式を取っていただきたいと考えています。特に求めたいのが第三者性の高い議長を置いていただくことは、特に強調させていただきたいと思します。以上です。

【原子力資料情報室・ワイトさん】

最初からたぶん私は1つ誤解していることがあるかもしれないけれど、岡崎さんがおっしゃったことの中で、議事録が大変になると言ったと思します。この会は議事録は残らないですか。

【司会】

残ります。

【原子力資料情報室・ワイトさん】

だから議事録はどんな形をやっても、議事録は同じぐらい大変になると思います。だから例えばこういう会があって、研究会などがある、また藤平さんが言ったような非公式な話もあるかもしれないけれど、とにかく正式な小委員会か何かができたら、その議事録もぜひ残していただきたいと思います。非公式な話もちろんいろいろな形は可能ですが、できるだけ本当に正式的に議論しているような場であれば、議事録が残るべきだと思います。以上です。

【司会】

最初に申し上げましたように、この会合の議事録というのは逐語で取らせていただきます。それを公表させていただくということになっております。

【FoE Japan・清水さん】

何点がありますけれど、まず1点目は先ほどのプラント協会の方がおっしゃっていたと思いますけれども、検討委員会のほうでは例えば総合的な観点から国益も含め、もしくはプラント業界さんの業界団体としての利益ということも含めた議論が、もうしにくいというような趣旨のご発言があったかと思います。私は、それは検討委員会の場であっても、この場であっても議論がしやすいかしくいかなどというのは同じなのではないかと考えています。もしもその件について検討委員会ではその点で何が障害になっているのかという点が分からなかったので、教えていただければと思いました。

それから検討委員会のほうが時間がかかるという意見もありましたけれども、むしろ私は検討委員会のほうが非常に議論が複雑になってしまうのではないかと考えています。といいますのも、この場で議論する。この場でクラリフィケーションされないところであるとか、情報が足りない部分に関しては、この外部で個別に議論をする。その次にこの場で議論をしたときには、外の場で議論を持った人たちでは合意形成ができていても、そのほかの不特定多数の方たちにはその場でどのような議論が行われて、どのような結果、その結論にその会合で至ったのかということがまったくわからないまま、この場で

コンサルテーション会合が行われてしまうのではないか。そうすると議論の継続性という観点、それから情報共有、それから合意形成という意味で、非常に JBIC さんとしてもやりにくいのではないかと感じました。

3 点目ですけれども、NEXI さんの実施状況の確認について、JBIC のものと共有したいというお話でしたけれども、共有できる部分も確かにあるとは思いますが、一方で JBIC と NEXI のガイドラインを比較してみると違う部分もある。例えばカテゴリ分類などに関しては違う部分がありますので、そういう点に関してこれは改めて調査なり何なりというものをするべきなのかどうなのかということも含めて、検討する余地があると考えています。

【司会】

申し訳ありませんが、2 点目を簡単にもう 1 回おっしゃっていただけますか。

【FoE Japan・清水さん】

2 点目ですけれども要約して言いますと、つまり検討委員会のほうが時間がかかるのではないかと...。すみません、先ほどどなたかの懸念として、検討委員会のほうが時間がかかるのではないかとというような懸念がありましたので、私はそうではなくて検討委員会のほうが効率よく議論ができるのではないかとコメントでした。分かりにくくてすみません。

【司会】

先ほどのご質問で、お願いします。1 点目のご質問ということですね。

【日本プラント協会・松本さん】

先ほど JBIC の岡崎さんがお話したように、各こういう検討委員会をつくったときには代表というのはおそらく協会の誰か、必ずしもそうではないかもしれないけれど、いずれにしても代表という形が出る。それで何人かで構成する。ところが先ほど来私が言っていますように、この環境の問題というのはものすごくいろいろな問題を含んでいます。

それでなかなかこういうことで、検討委員会でこうならざるを得ませんでしたと仮に代表のあれが言っても、なかなか納得してもらえないケースが多いわけです。具体的にこう

いうケースがあった、ああいうケースがあったという各社それぞれのバイヤーとの交渉、その他で持っているわけです。それがいかに不都合だったかと、こういうものが直接にその人が言って、こういうパブリックコンサルテーションがあって、具体例を述べて、それで皆さんにご説明して納得してもらえるのか、もらえないのか。

そういうようにやってもらえれば、先ほど言ったようにテーマは絞られているわけですから、岡崎さんが言うように2度のあれになるわけです。協会としてだったら全体のあれを集約して検討委員会に持っていく。だけどそれは当然何人かの人とあれで十分に理解...、代表は理解といってもこういう環境の問題というのは極めて複雑なあれですから、納得ということはないわけです。代表というのはあれというのは、常にこの辺でしょうがないかというコンプロマイズです。僕は環境というものはそういうものだと思います。

だから NGO の方のあれは環境の理想形みたいなものを描いておられるから、それはそれで分かりますけれども、それは必ずしもそれだけでは商売、実際の実務のあれでは動いていけないというのが、我々実務社会にいる人間の率直な感じです。それから率直な経験です。だからそういうものをお話しして、もちろん分かってもらえるかどうか分かりません。けどもそういうものを直接こういう場でぶつけてもらえれば、それが結局あまり受け入れられなくてだめだったら、その会社の人はどうでしょうかとあきらめてもらえるわけです。

そういう焦点がまだはっきりしないのだったら別ですけども、皆さんものすごく、少なくとも産業界の方々みな各社とも、環境の問題については実際上悩まされているわけです。いろいろなあれで、コモンラインとか何とかあれしても、やはり実際の運用というのは国によってかなり違います。そういう実情というのはよく分かっているわけです。したがって、僕はそういう人で文句、意見のある人は直接ここに来てぶつけてもらったらいちばんいいというのが、時間の節約にもなるというのが意見です。以上です。

【司会】

今お話がありましたが、産業界の方、あまり今日のご発言がないかなと。プラント協会はもちろん、あるいは輸出組合等はございましたけれども、それ以外の産業界の方どなたかご意見があればお願いできませんでしょうか。あるいは銀行の方もいらっしゃるかもしれませんが。どうぞ。

【日本経団連・吉村さん】

経団連というと NGO の人からはどう見られているのか少し不安はありますが、日本のほぼすべての大企業と業界団体の方々に加盟していただいている総合経済団体です。ただ NGO との連携については非常に熱心に取り組んでおりまして、ジャパン・プラットフォームの話をはじめ、いろいろ関係の団体から NGO への補助金を出したりしているという立ち位置にいるということをまず最初に説明させてもらわないと、松本さんの著書に変なふうに引用されても嫌なので一応申し上げます。

その上で NGO の方の検討委員会というものの提案について、私自身よく分かりません。NGO の方はよく前回の環境社会配慮ガイドラインを作ったときに、NGO は最初から研究会なるものに入ったのでとてもいいものができたというような話をよくされるのですが、今日資料にも原科先生が配られたように、個人のレベルで非公式な形で議論したものがたたき台ですということで、経済界の人がどれくらい入ったのかというのは、違っていたら教えてほしいのですけれど、たぶんほとんど関与なく決めていったのかという感じです。

それでここに書いてある要望書で研究会が非常によかったと書いてあって、今回についても検討委員会をやれと書いてあって、産業界代表というのも書いていただいているので、産業界の意見は必要だということは認識してもらっているのだと思います。その前の研究会なる、ある種レジティマシーがあるのかないかよく分からないようなところでやるというものと、今回ご提案されている検討委員会なるものの位置づけというのは違うのか、同じなのか。これは NGO さんの側からはどういうように考えられているのかというのを教えてほしい。

それからやることとしての改訂に向けた具体的な提言を行うと書いてあるということですが、これは別に新しいガイドラインの素案を作るとかそういうことではなくて、こういうことを入れたらいいとか、そういうアドバイスというか提言みたいなものをまさにやるという機能ですという理解をしておけばいいのかということ。それから検討委員会が仮に設置されたとして、そのあと大衆討議みたいなこういうものをもう1回そのあとやれということ想定されているのかどうなのかなど、少し検討委員会という言葉がやや独り歩きしているような感じがしていて、一人ひとり受けている印象が違うのではないかと、感じが少ししたものですから。

私は基本的にはこのパブリックコンサルテーション・フォーラムが基本で、専門的な方が必要に応じてそれはそれで集まればいいのではないかと考えていますが、共通の理解に

立った上で議論をするという意味では、まず最初に NGO の方のおっしゃっている検討委員会はどのようなものなのかというものを、もう少し教えてほしいということが1つです。これは NGO さんへのご質問。

あとは先ほどから例の次回ドラフトを出すということが議論になっていますけれど、当然ドラフトを出すからには JBIC さんも問題意識とか論点を頭の中には整理された上で出されるのであって、根拠なくこう変えてみようという話では当然ないわけです。だから論点整理、こういう場でステークホルダーにこうですという資料を作るかどうかという問題はあってもいいかもしれませんが、基本的には JBIC さんの中でもう問題意識を持って論点を整理されて、それを基に改訂されるという頭の整理だと思います。

一緒にやることも案を出してこれを変えたいと思っているのは、これこれこういう背景がありますという説明をすることもできると思うし、問題意識としてこれこれこういう論点があるというものを先に出してから、ついては、ではこういうように変えますという説明をすることもできる。それは手法というかやり方の問題ではないかと思っています。NGO さんが先に論点整理を提示しろという話が多いようで、そっちをやるべきだというのがこの会合のコンセンサスであれば、その説明の資料を先に一生懸命 JBIC さんが作られればいいというだけの話かという気がしている。そこはあまり内容にはあまり関係ないというか、手順の問題ではないかという感じがしています。

あとすみません、なるべく早く終わりたいと思いますけれど、議長の第三者性という話です。これはよく出るし、我々もいろいろなペーパーを書くときによく独立性とか第三者性と書きますけれど、この種の非常に関心を持って集まっている人とか学者の人で、いろいろ勉強されている方、あるいは仕事で絡まれている方で、第三者性のある人というのは誰なのだというのは、具体的に誰なのだというところまで考えていくとよく分かりません。

学識経験者が第三者性があるなどというのは幻想で、勉強すればするほど立ち位置があるはずですよ。だから原科先生は帰ってしまいましたけれど、原科先生が議長をやったらみんなが納得するのかといたら、たぶんそんなことはないと思います。だからそうやって考えていったときに、私は個人的には専門性もあって、実際に仕事をやっていて、改訂したあと自分の責任としてやらなければいけない JBIC の人が議長をやって何でおかしいのかという感じを持っています。これは異論があるのかもしれませんが。これは私の意見です。とりあえずそんな感じですよ。すみません。

【司会】

ありがとうございます。最初の点のご質問ということですか。お答えいただける方が…。

【日本経団連・吉村さん】

検討委員会なるものがどういうものかというのは、もしよろしければ NGO の方からお話をいただきたい。

【司会】

それはもしお答えいただける方がいらっしゃれば。

【日本経団連・吉村さん】

あとは意見というかコメントなので。

【司会】

ではお願いします。

【メコン・ウォッチ・福田さん】

関心を持っていただいてありがとうございます。ご質問にお答えするということですが、まず前回の JBIC の環境社会配慮ガイドラインを作るときの改訂委員会というのは、完全に JBIC という組織とは切り離された形で置かれたものでして、JBIC の職員の方にも入っていただきましたが、これはあくまでも個人の資格でということ、それから学識経験者の方、省庁の方、NGO。その場には私の記憶が正しければ、おそらく産業界の方は入っていらっしゃらなかったと思います。それからこれは非公開ではなくて公開の形で行っておりまして、議事録等はすべてウェブサイト、今でもウェブサイトで見ることができる形になっております。

今回提案させていただいている検討会というのは、基本的には私たちのイメージは JBIC が主催して、各ステークホルダー、それから専門家が参加して行うものという形でして、必ずしも前回と同じ形態を提案させていただいているわけではありません。

提言ということですが、正に今のガイドラインをどのように変えるべきかということを検討委員会として、国際協力銀行に対して提言を行う。その提言の内容というのはそうと

う具体的に、この文言をこうやって変えたほうがいいのかという提言を行うということを想定しております。

それからその提言の結果を受けて、今度は JBIC さんのほうで実際に JBIC としてはこういうように変えたいという、JBIC としての案を作っていただくということにももちろん最終的にはなるわけで、これを受けてパブリックコメントと、こういった形でのパブリックコンサルテーションを行ってはどうかというのが私たちの提案の全体像です。申し訳ありません、必ずしもペーパーからはその点がクリアではなかったかもしれませんが、そういうお答えでよろしいでしょうか。

それからもちろん検討委員会そのものは、先ほどから検討委員会で委員だけが議論するのではないかという話が若干出ていますけれども、検討委員会そのものは当然公開で行い、議事録も公開する。そこには当然当日に参加される方がいらっしゃれば、それで発言していただいて、ぜひ議論を一緒にさせていただきたいというように思っているということです。

それから2点目について、少しだけコメントさせていただきます。私たちが先ほどから話しているドラフトを出すか出さないかという議論は、確かに手順の議論であり、やり方の議論に過ぎないわけですが、だからこそ私たちはやり方の議論にこだわっているという部分があります。やはりある一定のここに参加している人たちが共通の基盤、情報の上に立ってどこを変えるべきかという議論をしていかないと、JBIC が今こういう案です、こういうテキストですというものを出されてしまうと、各参加者はそれに引きずられてしまうと思います。

例えば僕らがいま提案させていただいた提言がありますけれども、それは例えばそこに JBIC の案として入っていなければ、それは何で入っていなかったのかというように僕らとしては聞きたくなくなってしまいます。そうすると結局 JBIC 対産業界であったり、JBIC 対 NGO だったりというやりとりが始まってしまって、私たちが今どうしているか考えていて、ガイドラインをこう変えていきたい。あるいは実際のユーザーである企業の皆さんがどう変えていきたいということの間の共通理解だったり、やりとりだったりというのは困難になってしまうのかというように思っているのです。ぜひその共通理解を最初につくった上で、次にどのようなことを変えていこうかという議論に入っていただきたいというように、私たちとしては考えている。これはまさにやり方の問題であって、やり方の問題に私たちとしてはこだわっているということです。以上です。

【国際協力銀行・藤平】

今いろいろなお話を伺って、私がここに臨む前の考え方からだいぶ変わったところもあります。そういう意味では必ずしもある1つの関心事項というか、特定のステークホルダーの方々の意見だけが表明されているわけではないと感じたところがある。そういう意味ではやはりこのフォーラムをやってよかったと思っています。逆に言うと、それはものの考え方なので最後は原科先生、あるいはNGOの方々と私どもの考え方の違いということにしかないので、結論は何らかの形で決め打たなければいけないと思います。

逆に言うと、これだけの方々が、全員の方はご発言されていませんけれども、100人からの方がこのフォーラムに来ていただけているということは、それだけ関心を高く持っていていただいているということであって、そういう意味ではこのフォーラムで一方的な議論にだけなっていないということから言っても、やる価値はあるのだろうと、改めて意を強くしたところがあります。

それでいくつか論点がありましたけれども、私なりに整理をして、私なりの提案をさせていただきたいと思っています。まずドラフトについては、次回はいつになるか分かりませんが、出すのは控えたいと思います。正直間に合いません。その代わりというか、では何を議論するのか。まさしくそれを今日議論して決めたかっただけで、これは提案なので最終的には皆さんの意見を伺った上で議長がまとめられると思います。

論点の整理に当たるものといっても、私どもなりにどういうところが改訂のポイントになるかという論点は整理したいと思います。ただそれは、かなりそれがセンシティブな話らしいのでドラフトという形にはしませんけれども、こういうような内容のものというもので、私どもなりの考え方を整理したいと思います。

一方、NGOさんのほうからもご自身のお考えというものがむしろこういう形で表明されたり、あるいはプレゼンをされたいということがあったので、それは簡潔にプレゼンをしていただきたいと思います。その基になるのはこの提言書だという理解でよろしいですね。

さらにこれはメコン・ウォッチさんだったかと思いますが、私どもがまとめた私どもなりの実施状況報告について、さらなるご意見なり、あるいはご質問なりというものがあるのであれば、これは恐縮ながら時限を区切っていただいていた方がいいと思います。それを踏まえて私どもは作業をする。ある程度作業ができるだけのリードタイム

はいただきたいのですけれど、ということをや。そういうものを含めた論点整理に関するサブ項目というものがいくつかあって、それを大項目としての論点、改訂に向けての論点整理というようなことで次回の議題の1つ目にしたい。

2つ目はこれもどこまでできるかというところがあります。確かに私ども国際機関等々のやり方というのはリサーチしております。なのである程度出せるものはありますが、どこまで出したらいいのかということも確かにありますので、出したらいいのかというのは出す、出さないの問題ではなくて、出して意味があるのかという意味です。それはありますけれども、それは皆様がお求めになるのであれば比較とか、あるいはコモンアプローチの話といったものについて、できるだけ私どもの視点から見て分かりやすい資料というものを用意したいと思います。これも大きな点でいけば論点整理というものの1つかもしれません。独立して第2項目とするということではなくて、大きな意味での論点の話ということでもまとめてもいいと思います。

いずれにしてもそれが4番目に来るのですかね。1番目が私どもなりの論点整理。2番目がNGOさんからのプレゼン。3番目が私どもの実施状況報告というものに対する何かがご意見、ご要望があれば、それを事前に受けた上で私どもがそれに対してどう考えるかということをご披露する。4番目が他機関との比較とかそういった話。私どもがご用意できる資料。

おそらく次回はそれで終わってしまうのではないかと思います。その上であえて申し上げます。これだけ皆さん関心が高くていらっしゃるので、次回はこのコンサルテーションフォーラムの形式でやらせていただきたい。時期は分かりません(笑)。やはり年末年始というものがありますので、12月というのは原科先生もきついとおっしゃっていたので年が明けると思いますけれども、そのあとの話としては1カ月半などというのは生ぬるいというお話がございました。そこは短くできるよう努力してまいりたいと思っています。私どもとしてはこのコンサルテーションという枠組みは維持したいと思っていますし、維持する価値があると今日の議論を踏まえて思いました。これが私どもから今日申し上げられるポジションだと思います。JBICばかりしゃべっていますけれど、NEXIさん。

【司会】

NEXIの方、いかがですか。

【日本貿易保険・山本】

大変皆さんからいろいろなご意見をいただいているので、そういう意味ではいま藤平さんがおっしゃったように、こういうやり方を維持する中で先ほどから出ているような論点整理の点というようなことを含めて、個別具体的に対応していければと思っております。

【司会】

一応予定されている時間も過ぎておりますが、今 JBIC、NEXI のほうから今回の会合のまとめと次回の提案のようなことで発言がありましたけれども、もう1回整理をさせていただきます。今日の議論をお伺いしても、いろいろな方から論点を整理するのは非常に重要なことだというようなご発言がありまして、その認識が共有されているのかということだと思いますので、今 JBIC からの提案にもありましたように、論点整理というのは次回やる必要があるのかということかと思えます。

それに当たりましては JBIC のほうから JBIC のほうとしての、あるいは NEXI もということかと思えますが、自分たちで考える論点というのはこういうところであるというようなことを皆さんのほうにご説明をして、それに関してご意見をいただく、あるいは議論をするということが1つ。

それから逆にご提言等もいただいております、NGO さんのほうからのプレゼンという場をつくるということですが、これにつきましても皆さんと共有をしていただくということは非常に意味のあることなのだろうと思えます。ただもしほかにおやりになりたいという方がいらっしゃれば、ご連絡いただければと思えますがそれはどうしようかな。どこかのタイミングで改めまして、私どもの藤平でいいのか…。

今 NGO さんのほうから先ほどのご提言に対するプレゼンはしたいというご要望があったという理解でよろしいわけですね。それ以外にもしいらっしゃればお願いできればと思えますが、ございますか。はい、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム・満田さん】

おそらく NGO サイドからこの提言および JBIC さんの実施状況レビューに対する、NGO としての考え方というものをぜひプレゼンさせていただきたいと思えますが、その点はいかがでしょうか。

【司会】

この提言の内容および実施状況に関する意見、コメントということですか。それはJBIC側はよろしいですか、NEXIの側はよろしいですか。ではそれはそういう形でやっていたければというように思います。それ以外の方、もしあまりプレゼンというか、されようという方がいらっしゃらないようですので、それではプレゼンにつきましては1つということでもよろしいですか。どうぞ。

【国際協力銀行・藤平】

それは非常に貴重なご意見なので、私どもの実施状況報告に対するコメントというのをいただくというのはもちろん結構です。もしマテリアルをご用意されるのであれば、これもある程度ルールにさせていただきたいと思えますけれども、会合よりも前の段階で皆さんが目を通してその場で読むということに...、といいながら私ども実施状況報告を今やっていますけれど、これはちょっとご勘弁いただいて、次回以降は私どもは必ず事前にと考えていますので、そのルールはお守りいただきたい。

それからそれに関連する話で、私どもの実施状況報告に対する質問とか、そういったたぐいのものについてはもっと手前になると思えますのでどうでしょうか。これは今日から1週間以内に何か質問があればというのではいかがか。コメントは別です。それから同じようにほかの産業界の方々、ステークホルダーの方々でもプレゼンをされたいとか、こういって意見表明をしたいというようなこと。それは第2回の会合で言うだけならばいいので、そういうように手を挙げられる方は1週間以内に次回でやるつもりですというお話をしていただければいい。

要は質問とそれから次回こういうことをやりたいというお話は1週間以内。それ以外のものについては次回がいつになるのか分かりませんので、皆さん楽しみに待っていただきたいと思っていますけれども、それに合わせて私どもがまた基本的に3週間前ぐらいにやりたいといったところで、このプレゼン資料というかこの資料を使ってやりますというように言っていただけるように、皆さん方はご用意いただく。こんなことでどうかと思いません。

【司会】

回次のタイミングがわからない中でなかなか難しい面もあるかもしれませんが、今の提

案は皆さんいかがですか。そういう形で進めるということによろしいでしょうか。分かりました。どうぞ。

【FoE Japan・清水さん】

1つ質問ですけれども、質問は1週間以内に出すということですが、各自の質問を藤平さんに出したその質問とその回答については、すべて公開ということでしょうか。

【国際協力銀行・藤平】

質問いただいた内容に関して、それは質問にはお答えできませんという答えもあると思います。それからこれをやってくれと言われても、作業的に無理ですというものもあります。そういったものも含めて、次回の会合のところで私どもからお答えをするということです。その場で答えられるものはもうその場で答えましたということで、次回ご報告します。

【FoE Japan・清水さん】

ではすべて公開ということによろしいですか。

【国際協力銀行・藤平】

はい、結構です。

【FoE Japan・清水さん】

ありがとうございます。

【市民外交センター・木村さん】

この実施状況確認調査というのは、例えばウェブ上などで公開されているのでしょうか。その質問の受付1週間以内というのは、今ここにいる人たちからということになるのでしょうか。それともほかからも受け付けられるということでしょうか。

【国際協力銀行・藤平】

ウェブには載せるつもりです。その準備もやります。ただ、基本的にここに来られてい

る方というのは100人からの方がいらして、高い関心を持っていただいている方、もちろんご都合がつかなかったということもあるかもしれませんが、ウェブ上に1週間以内に何かあったら質問はということはないかもしれませんが。そういう意味ではここにいらっしゃる方が、言わばすでにコアメンバーの方々でいらっしゃいます。しかもここは私も想定していないようなことをお願いしているし、決めているようなところがあるわけですから、それは参加者に優先権があるというのは仕方がないことだと思います。

もちろん皆様方を通じて、ほかの方に口頭でお伝えいただくのは結構です。ですからここにいらっしゃる方以外から1週間以内に質問を受けたからといって、それをはねるとかそんなことはありませんが、あえてそれをパブリックにぼーんとやるというところはたぶんしないと思います。

いずれにしてもウェブに公開すれば、何らかのお問い合わせというのはあると思っていますので、それはそれで対応いたしますけれども、一応この枠組みで決めている話としてはそういう理解でやらせていただきたいと思います。

【司会】

この点はよろしゅうございますでしょうか。それでは途中になりましたが先ほど言いかけてきたけれども、ご提言、それから実施状況に関するプレゼンというのはNGOさんのほうから次回にやっていただく。その件に関してはご質問等あれば、今後1週間以内にJBIC 藤平のほうにいただければという話。

それから次回につきましてはもう1点。他機関、世の中の動きといいますか、他機関との比較なり世の名の動きについての情報共有といったようなものを、可能な範囲でやるというような内容で次回あれしていただくというようなこと。それから情報共有ということがメインになるということもありますので、形式といたしましては次回については少なくともこの形式でやらせていただくというような提案です。こういうことで皆さん、よろしゅうございますでしょうか。

【国際協力銀行・藤平】

事務的な話ですけども、何かコメントとかご質問とかというのは、一応私宛となっていますけれども、もちろん私宛でもいいのですけれども(笑)すぐにリアルタイムで答えられないということがあるかもしれませんので、今回用の参加表明をお受けしたメールボッ

クスの方にいただけると、私が不在であってもほかの者が見られるということなどがありますので、そういうようにしてください。すみません。

【地球・人間環境フォーラム・満田さん】

たびたびすみません。1点だけですが、このJBICの実施状況に関する質問です。この場にはいない人でもそれはいろいろ質問したいことはあると思います。もちろん次回の会合の準備などもあるかと思いますが、次回の会合にJBICが答える分の締め切りは区切るのは当然だろうと思いますが、引き続きいろいろなインターネットに掲載したあと、一般からの質問、コメントは長いこと受け付けてほしいと希望します。

【司会】

それは先ほどのお話でそういうことだと理解しています。それでよろしいですね。はい、ということで。

【国際協力銀行・藤平】

そういう意味で、英文のほうまで手が回りません。いずれやるということになると思いますが、ちょっと確約するのは難しいかもしれません。今は短期的には私どもがやらなければいけない作業に注力をさせてください。ここはご容赦をいただきたいと思います。

【FoE Japan・神崎さん】

先ほどまとめていただきましたように、次回に関してはこの形式で情報共有がメインということでそれでいいと思いますけれども、検討委員会というような委員会を立ち上げる可能性については、また継続してお話、議論させていただきたい点だと思います。

1点と言いつつすみません、もう1点です。しつこいようですけれども議長に關してですけれども、共同議長でもいいと思います。外部の方に一人入っていただくということで、議事進行というのは非常に私は重要だ、特に議論になってくると重要だと思います。別にJBICの方を排除するとかそういうことではなくて、外部の方を一人入れていただくとか、そういうような形でご検討いただきたいと思います。

【司会】

私に言われても何とお答えしていいやらという面があります(笑)。そういったご意見があったこと、形式も含めて、それから議長の件。それは今回の記録としてももちろん残りますし、JBIC のほうでも当然認識していることだと思いますので。ありがとうございました。

それではだいぶ時間をオーバーしてしましまして申し訳ございませんでしたが、本日の議論の結果といたしまして、先ほどまとめたような形で第2回目をやらせていただくということで、時期がちょっと未定であるということではございますけれども、また同じような形で、ウェブ上で皆様方のほうにご連絡をさせていただくことになろうかと思えます。また次回お忙しい中だとは思いますが、ぜひご参加いただければと思っております。

本日は本当に長い時間の議論に参加していただきまして、大変ありがとうございました。心より御礼を申し上げます。これをもちまして、第1回のコンサルテーション会合を終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。